

平成27年第3回阿波市議会定例会会議録（第3号）

招集年月日 平成27年9月10日

招集場所 阿波市議会議場

出席議員（19名）

1番 谷 美知代	2番 笠井一司
3番 川人敏男	4番 檜原伸
5番 松村幸治	6番 藤川豊治
7番 吉田稔	8番 森本節弘
9番 江澤信明	10番 松永涉
11番 吉田正	12番 檜原賢二
13番 木村松雄	14番 阿部雅志
15番 岩本雅雄	16番 出口治男
17番 香西和好	18番 原田定信
19番 三浦三一	

欠席議員（1名）

20番 稲岡正一

会議録署名議員

1番 谷 美知代	2番 笠井一司
----------	---------

地方自治法第121条の規定により説明のため出席したものの職氏名

市長 野崎國勝	副市長 藤井正助
政策監 市原俊明	教育長 坂東英司
企画総務部長 町田寿人	市民部長 瀬尾勇雄
健康福祉部長 高島輝人	産業経済部長 天満仁
建設部長 友行義博	教育次長 吉田一夫
教育次長 高田稔	企画総務部次長 後藤啓
市民部次長 三浦康雄	健康福祉部次長 安丸学
産業経済部次長 阿部芳郎	建設部次長 大野芳行
吉野支所長 大塚洋一	土成支所長 郡久美子
阿波支所長 秋山雅彦	会計管理者 三木利彦
財政課長 石川久	水道課長 塩田英司

農業委員会局長 妹 尾 明

監査事務局長 那 須 啓 介

職務のため出席したものの職氏名

議会事務局長 坂 東 重 夫

事務局主幹 野 崎 順 子

事務局長補佐 大 倉 洋 二

議事日程

日程第1 市政に対する一般質問

午前10時00分 開議

○議長（木村松雄君） ただいまの出席議員数は18名で定足数に達しており、議会は成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付いたしましたとおりです。

これより本日の日程に入ります。

~~~~~

### 日程第1 市政に対する一般質問

○議長（木村松雄君） 日程第1、市政に対する一般質問を前回到引き続き行います。

まず初めに、17番香西和好君の一般質問を許可いたします。

17番香西和好君。

○17番（香西和好君） 皆さん、おはようございます。

ただいま議長の許可をいただきましたので、17番、公明党、香西和好、平成27年度第3回定例議会での一般質問をいたします。

今議会、4点について通告をしております。

まず、第1点目に18歳以上に引き下げられた選挙権について、第2点目、阿波市においての国政選挙、地方選挙、各種選挙の投票率低下について、3点目に期日前投票に必要な期日前投票の宣誓書について、第4点目、少子化対策についての以上4点について質問いたしますので、明確な答弁をいただきたいと思います。

まず最初に、1点目でございますけれども、18歳以上に引き下げられました選挙権について質問をいたします。

改正公職選挙法が、去る6月17日参議院で可決成立になり、来年夏の参議院選挙から18歳選挙権が実現する見通しとなっております。なぜ選挙権の年齢を引き下げたのか、憲法改正の手續を定めた国民投票法が昨年改正され、国民投票の投票年齢は、2018年に「20歳以上」から「18歳以上」へと自動的に下がることになり、参政権にかかわる選挙権も引き下げると言われています。日本で選挙年齢が変更されるのは、1945年、昭和20年に「25歳以上」から現在の「20歳以上」の男女となって以来、70年ぶりでございます。

長らく日本で20歳以上とされてきた選挙年齢でございますが、世界的には18歳以上

が潮流となっております。国会図書館が198カ国地域を対象に行った調査によりますと、18歳選挙権を導入している国は8割以上を占めているとも言われております。また、経済協力開発機構のOECDに加盟する34カ国のうち、18歳選挙権を導入していないのは、日本と韓国だけとも言われております。

今回の公職選挙法改正、18歳選挙権実現により、新たに有権者となる18歳、19歳の未成年者が全国で約240万人、徳島県では1万4,000人の未成年者が有権者になると言われてます。ちなみに、本市阿波市においては、吉野町が136人、土成町が147人、市場町が187名、阿波町が218人、総計688人となっております。

そこでお尋ねいたしますが、このたび18歳以上に引き下げられた、新しく有権者となる未成年者の方に、どのようにこの制度を周知していくのか、また2点目に、学校現場、教育現場においてはどのような教育をしていくのか、以上2点についてお尋ねをいたします。

○議長（木村松雄君） 町田企画総務部長。

○企画総務部長（町田寿人君） 議長の許可をいただきましたので、香西議員の一般質問の1点目、18歳以上に引き下げられた選挙権についての2項目について、あわせて答弁させていただきます。

選挙管理委員会に係る質問に関しましては、本来阿波市選挙管理委員会の委員長が答弁すべきものでございますが、本日は私がかかわって答弁させていただきます。

最初に、1項目めの阿波市としてどのように周知していくのかについてであります。本年6月の公職選挙法改正により、選挙年齢が満18歳以上に引き下げられました。これは、1945年に20歳以上になってから、実に70年ぶりの画期的な制度変更と言えます。この改正により、全国で約240万人が新たに有権者になると見込まれており、阿波市におきましても、18歳、19歳の、先ほど議員が申されたように、700人弱が選挙人名簿に登載されることとなります。

また、大きな制度変更でありますので、周知啓発につきましても十分広報する必要がありますと考えており、広報阿波、ACN、ホームページ、広報紙等を活用して、選挙啓発を行っていきたいと考えており、特に選挙年齢の引き下げについて重点的に実施していきたいと考えております。また、国、県においても、ポスター、チラシ等により周知が図られると思いますので、阿波市においても連携、協力しながら、効率的、効果的に周知をしていきたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

次に、2点目の学校現場においてどのような教育をしていくのかについてであります。近年若年層の政治や選挙に対する意識の低さが指摘されており、投票に行かない若者の数がふえている状況であります。選挙権の年齢が18歳以上に引き下げられますので、新しく選挙権を得る人に対していかに政治に関心を持ってもらうのが今まで以上に重要な課題と考えております。

対策といたしましては、主体的に社会の形成に参画して、その発展に寄与する態度を育成するという理念である、主権者教育への取り組みの推進が必要であろうかと考えております。また、主権者教育につきましては、新しく選挙権を得る高校生に行うことにより効果があると考えており、阿波市内にある2校の県立高等学校で実施したいと考えております。しかし、県立学校でありますので、高校はもとより、徳島県教育委員会、徳島県選挙管理委員会のご理解、ご協力が必要となってまいります。徳島県選挙管理委員会におきましては、既に高校で模擬投票などを実施しておりますので、協力を得ながら、市内の高校での選挙啓発について実現できるように努めてまいりますので、よろしく申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

(2番 笠井一司君 入場 午前10時07分)

○議長(木村松雄君) 坂東教育長。

○教育長(坂東英司君) 香西議員の小・中学校においてどのような教育をしていくかという質問についてお答えをいたします。

将来の有権者である子どもたちに対して、公共の精神や主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を育成するという主権者教育の概念は、とても大切なものであると考えております。小学校の社会科におきましては、選挙は国民や住民の代表者を選出する大切な仕組みであることを学習し、中学校の社会科の公民的分野においては、選挙は国民や住民の意思を政治に反映させるための重要な方法で、議会制民主主義を支えるものであるということを学びます。また、政治にかかわる重要性につきましても、広く有権者の意見を政治に反映させるためにも選挙は大切なものであること、選挙以外にもさまざまな機会を捉え、主体的に政治にかかわることが大切であるということを学習しております。選挙の意義や目的、制度について理解させるとともに、子どもたち自身が身近な問題、例えば環境問題や社会福祉など、さまざまな社会問題についての学習を通して、政治にかかわることの重要性を学ぶことも大切であると考えております。

教育委員会といたしましては、将来の有権者意識の醸成が叫ばれているところから、全

ての教育活動を通じて、子どもたちが主体的に情報収集をし、考え、判断し、表現できる力を育成するよう支援してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（木村松雄君） 香西和好君。

○17番（香西和好君） ただいま答弁いただきました。

再問をさせていただきます。

ある識者は、この選挙権引き下げについて、このように言われております。18歳選挙権の意義について一番大切なのは若者の声を政治に反映させることで、日本が抱える政治課題は、若者の未来と直結をしております。今の若者世代も、国の借金を支払っていくわけですから、将来の政策も、若者の声に耳を傾け、決めなければなりません。議員も政党も、これまで以上に若者のために政治を心がけるようになりますと。またもう一方では、どうすれば若者の政治参加意義を高めていけるのか。これも喫緊の課題であると言われてます。また、学校現場における、先ほど教育長答弁いただきましたけれども、主権者教育、いわゆる社会や地域の課題を自分の問題と捉えて、主体的にかかわるようにする主権者教育の充実にあると、このように言われています。また、政治的中立性を確保しつつ、政治や民主主義における選挙の意義について生きた学習をどう進めるか。既に、各地で教育現場では模擬投票など主権者教育への取り組みが始まっております。政府も、投票や選挙運動など、基本的な仕組みや注意点について説明をした副教材を今秋、秋です、全高校生に配布すると言われております。先ほど言ったように、重要なのは、民主主義社会の中で主権者意識をどのように植えつけていくか、また社会や地域の課題を自分の問題と捉えて、主体的にかかわるようにする意義を持つことも大切と、どう教えていくかと問われております。

以上のようなことを踏まえ、阿波市、また学校教育現場で徹底して教育、また新しい制度の周知をされるよう要望して、1点目のこの質問を終わらせていただきます。

2点目についてですが、これも選挙にちなんでですが、阿波市における国政選挙、地方選挙、各種選挙の投票率低下について質問をいたします。

ご承知のように、2014年、平成26年12月14日投開票された第47回衆議院選挙選挙結果、徳島県内小選挙区の投票率は47.22%と、戦後最低を更新、全国ワースト2となり、深刻な事態となった。また、徳島県内の市町村において、阿波市は県下最低の39.96%、唯一40%を下回った。こういう内容の記事が新聞報道されたことは、

ご承知のとおりであります。また、本年4月の統一選挙前の直近過去5回の投票率を比較しても、14.99%下落をしております。また、本年4月12日の投票の徳島県知事選挙では、県内市町村で最低の投票率25.33%、これは平成25年7月14日の阿波市議会補欠選挙19.31%を除いて、初めて30%を割り込んだと、このような内容のことも新聞報道になりました。このような結果の報道の汚名を返上するためにも、投票率向上の施策を阿波市においても考えなければなりません。

そこで、お尋ねをいたします。阿波市の投票率向上の施策についてお尋ねをいたします。

○議長（木村松雄君） 町田企画総務部長。

○企画総務部長（町田寿人君） 議長の許可をいただきましたので、香西議員の一般質問の2点目、阿波市における国政選挙、地方選挙、各種選挙の投票率の低下について答弁させていただきます。

徳島県下において、阿波市は特に投票率の低下が見られますが、投票率に関しましては、先ほど議員も申されたように、昨年12月14日に執行されました衆議院議員の小選挙区の投票結果につきましては、県全体の投票率が47.22%、阿波市では39.96%でございました。また、今年度の4月12日に執行されました徳島県知事選挙の投票結果につきましては、県全体の投票率が40.63%、阿波市においては25.33%でありました。両選挙とも、阿波市は非常に低い投票率となっております。また、衆議院選挙の全国平均の投票率は52.66%と比べますと、県では5.44%、阿波市では12.7%低い投票率となっております。

近年、全国的に投票率は低い状況にありますが、特に若年層の投票率が低い傾向にあり、阿波市においても同様の状況でございます。

次に、平成25年7月執行の参議院議員の通常選挙の投票率では、全国では52.61%ですが、阿波市においては42.33%でありました。その傾向を分析してみますと、年齢別投票率では、全国では60代で67.56%に対し、20代では33.37%と、半分以下にとどまっております。それに比べて、阿波市においては、60代で66.08%に対し、これは全国と類似しております、20代は21.6%と、3分の1以下となっており、全国より差がより開いている状況でございます。徳島県下でも同じような状況であり、若者の比率が高く、平均年齢が低い板野郡付近の町では投票率が低くなっており、また平均年齢が高い市町村は投票率が高い傾向となっております。それと、個人世帯

の多い投票区での投票率が低くなっておる傾向がございまして、個人世帯には若い人だけの世帯が多く、また転入転出を繰り返す場合が多いことも考えられるので、地域のつながりが希薄化しており、そのことが個人世帯が多い投票区での投票率が低くなる要因かと思われまます。この状況を阿波市選挙管理委員会といたしましても極めて重く受けとめ、特に若年層に対しての選挙啓発を重点的に行う必要があると考えております。

次に、本市で行った常時啓発事業といたしましては、新成人に対する選挙啓発冊子等の配布や、小・中学校対象の啓発ポスターの募集などがあります。この取り組みの中で、啓発ポスターは、毎年度市内の小・中学校から応募があり、平成26年度は小学校で136人、中学校で116人と、多くの子どもから応募がございました。ポスター応募者には選挙権はありませんが、この取り組みのより、児童・生徒が選挙に対しまして興味をいだいてもらうことが大事であり、これにより将来の投票率の向上につながるものと考えております。

次に、選挙時啓発といたしましては、広報阿波ホームページにおいて1票の大切さを訴え、広報車、阿波市ケーブルネットワークを活用して、呼びかけを実施しております。それに加えて、今回の徳島県知事選挙に際しましては、阿波市で行われたイベントである阿波シティマラソンの際に、横断幕、のぼり、着ぐるみ、啓発物品、ポスターを活用しての選挙啓発、また量販店での啓発物品の配布による選挙啓発を選挙管理委員会委員等により積極的に行ったところであります。このように、投票率向上に向けて各種の事業を行っていますが、残念ながら投票率の向上につながっていない状況ではありますが、粘り強くこれらの啓発活動を継続することにより、成果が上がるものと考えております。

今後とも、県選挙管理委員会を初め、各関係機関等と連携し情報収集に努め、地域の実情に応じた創意工夫をした効率的な啓発活動ができるよう、なお一層努力してまいりたいと考えておりますので、ご理解お願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（木村松雄君） 香西和好君。

○17番（香西和好君） ただいま部長から答弁いただきました。

その内容については、意味合いで、答弁いただいた内容が新聞報道もされまして、あらゆる手を、広報とか、いろんなケーブルテレビとか、また教育現場でもお話ししとんですが、なかなか最終的には打つ手がないっていうような、こういう談話で、阿波市の選管、また総務の担当の方も話されておるとい記事が載っておりました、打つ手がないと。

それで、再問いたしますが、昨年の、ご承知のように、12月の総選挙、あの統一地方選挙におきまして、投票率が、先ほど言いよったように県下の最低となりました。これ何が要因かちゅうこと、大事なことを言われております。また今後の検討課題としていただきたいと思えます。これいろんな識者が分析した結果の、最終の結果が出ております。この結果については、その要因の一つが、一番大事なんが、自分の1票が行政の政策に反映されない、自分の意見が政治に伝わらないという結果がありました。よく聞くんですが、私らの1票ぐらいで政治は変わらんと、行政変わらん、よう私も耳にします。それでまた、同じような結果の内容を言われておるんですが、若者の投票率が低いことに関して、先ほど教育長言いましたね。1つ目には、政治的有効性感覚と、こういう言葉を使われとんです、政治的有効性感覚。これについては、政治にかかわって、自分の意見とか思いが達成するとか、思いが完成するとか、そういう意味を言われています。これを余り深く感じていない。それでまた同じように、投票に行っても、私の1票で政治も変わらないし、行政も変わらない。それで、変わるという意味に変えていかなんだら、自分の1票でいろんな政策が、時間かけてでもいいんですが、通るとか、完成するとか、達成するとか、そういう意味を選挙人に意識を植えつけなんだら、何ぼ広報とか運動しても、大事な投票だから1票を棄権せずに投票しましょうって、いろんな広報を宣伝してもだめちゅうようなことを言われております。政治的有効性感覚、投票的有効性感覚、それに参加して、清き1票を入れて、自分の思いが、長い年月でもいいですわ、それで達成できる、完成するとか、そういう意味合いの心を持っていただかなかつたらだめだってことを言われております。そういうことで、いろんな施策を講じないかんということと、それわかりませんが、国においても選挙の制度を変えて、投票率の低下を全国的にやっぱり向上せないかんということで、こういうことも言われておりました。政府は、国政選挙、地方選挙の投票率向上を図るため、公職選挙法の規制緩和措置を盛り込んだ公職選挙法改正案を秋の臨時国会に提出し、来年夏の参議院選挙での実施を目指して検討に入っております。内容については、現行の公職選挙法では、幼児ややむを得ない事情のある者の同伴を除き、子連れの投票を認めていない。これを全面的に同伴を認めることで、選挙に行くのを諦めていた子育て世代の投票が期待できるのに加え、子どもたちに年少期から政治参加の重要性を理解してもらう効果も認めると。またもう一方、投票所に関しては、現在は役所が指定する学校体育館、公民館などに行かなければならないが、今後は居住する市町村のどの投票所でも投票ができるようにする。また、都市部でございますけれども、駅やショッピングセンタ

一など、人が集まる場所に各自治体が投票所を設置しやすくする措置も検討。さらには、現行では、午前8時半から午後8時までと定めている期日前投票の時間については、早朝や深夜への拡大を弾力的に認める。このように、国においても投票率向上に取り組む、図ろうとしております。前段述べましたように、政治的有効性感覚、投票の有効性感覚、この意識を有権者、選挙人一人一人が持てるような施策を講じ、投票率向上に今後取り組むよう強く要望して、この2点目の阿波市における国政選挙、地方選挙の各種選挙の投票率についての質問を終わります。

次に、第3点目でございます。

これも選挙に関係するんですが、以前に2回ぐらい質問させていただいたんですが、期日前投票に必要な期日前投票の宣誓書について、3点目に質問をさせていただきます。

これにつきましては、選挙事務の負担軽減、選挙人の負担軽減、宣誓書を書く手間を省くために、投票入場券の様式を変更して、入場券の裏面に宣誓書の文言を掲載してはと、こういう質問を私今回通告をしております。

国政選挙、地方選挙において、選挙期日投票日に仕事や用務があるなど、現行の不在者投票事由に該当する者で、投票の際には宣誓書の提出が必要になります。投票期間については、十分ご承知のとおり、選挙期日の公示日、告示日の翌日から選挙期日投票日の前日となっております。この選挙するのに必要な宣誓書の記入に対して、全国の各地、本市阿波市においても、いろんな声が寄せられております。内容については、投票所で宣誓書を書くのは緊張する、字を書くのに時間がかかる、人前で字を書くのが苦手、高齢者や障害者は負担が大きい、投票所に行って宣誓書を書くのであれば投票に行かないと、このような声があります。この解決策として、全国の自治体の中には、市や町のホームページから宣誓書をダウンロードして自宅等で記入、また投票入場券の、先ほど言いましたように、裏面に期日前投票の宣誓書の内容を印刷をして、自宅に郵送し、自宅で記入できるようにして、選挙人の負担軽減と投票率向上のために取り組んでいる市町村が現在ふえておりますと、手元にたくさんこれ資料あるんですが。

阿波市においても、質問通告書のとおり、選挙事務の負担軽減と選挙人の負担軽減、宣誓書を書く手間を省くために、投票入場券の様式を変更し、投票入場券の裏面に宣誓書の文言を掲載し、自宅で記入できるようにしてはと強く要望いたしますが、この点の答弁を求めます。

○議長（木村松雄君） 町田企画総務部長。

○企画総務部長（町田寿人君） 議長の許可をいただきましたので、香西議員の一般質問の3点目、期日前投票に必要な期日前投票の宣誓書について答弁させていただきます。

選挙事務の負担軽減、選挙人の負担軽減、宣誓書を書く手間を省くために投票入場券の様式を変更し、入場券の裏面に宣誓書を掲載してはどうかということでございますが、期日前投票制度は、平成15年6月の公職選挙法改正において創設されました。選挙人が投票しやすい環境を整えるため、選挙の当日に投票が困難と見込まれる選挙人が選挙当日における投票と同様に直接投票箱に投票できる制度となっており、期日前投票を行おうとする選挙人は、公職選挙法施行令第49条の8の規定により、宣誓書を義務づけられております。

宣誓書を投票所入場券の裏面に印刷することについてはありますが、現在阿波市においては入場整理券には印刷しておらず、期日前投票所において選挙人に記入をいただいております。期日前投票所内で本人が宣誓書に署名していただくことにおいて、例えば成り済ましや二重投票の防止を未然に防ぐ効果があると考えているからであります。

しかしながら、議員ご指摘のように、期日前投票所内で宣誓書を記入することにつきましては抵抗を感じる選挙人がいらっしゃることにつきましても承知しており、今回ご質問いただいておりますように、投票所入場券の裏面への印刷をいたしますと、自宅等であらかじめ記入していただけます。そういった選挙人の方にとって投票に行くことへの抵抗が少なくなると思われれます。また、議員の言われたように、全国的にその運用がなされてきております。現在、阿波市の選挙管理委員会においては、県内のみならず、入場券の裏面への宣誓書を導入している市町村等を参考し、市民サービスの向上、費用対効果等も含め、研究を重ねて、よりよい宣誓書の利用方法を検討しております。

選挙人の利便性の向上を考えていることにつきましては、議員と選挙管理委員会についても共通の思いでございます。今後、近いうちに結論を出すように検討してまいりますので、どうかご理解くださいますようお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（木村松雄君） 香西和好君。

○17番（香西和好君） 再問いたします。

期日前の投票につきましては、平成26年3月30日ですかね、阿波市議会議員一般選挙におきましては、6,074人の方が、こういうやっぱり期日前に投票に行って、宣誓書に関係しとるわけなんです。昨年12月の選挙においては、投票率の低かった結果で

3, 112人、いずれもこの方が宣誓書に記入して投票した方の数、相当利用もしております。

それで、現在全国のデータを私もたくさん持つとんですが、実施している市町村の選挙管理委員会もしくは総務の担当の方から、いろんな入場券の裏に文言を印刷した宣誓書を実施しとる市町村の担当者の方がメリットについて、このようなことを話されております。何点か紹介しておきます。字を書くのに時間がかかったり、人前で書くのが苦手な投票者でも、スムーズに期日前投票が行えるようになった、選挙人が事前に宣誓書を記入することによって、期日前投票が円滑に行われ、投票機会の拡大につながる、自宅で事前に宣誓書に記入しておけるようになり、選挙人の利便性向上に大きくつながっている、投票所内で宣誓書を記入するために並ぶ必要がなくなり、投票事務の簡素化につながっている、期日前投票者の9割以上が利用するなど、好評を得ている、こういうことを発表になっておられました。

阿波市においても、選挙事務の負担軽減と選挙人の負担軽減、投票率向上のために早急に取り組み、実施されるよう強く要望して、3点目の期日前投票に必要な期日前投票の宣誓書についての質問を終わらせていただきます。

最後に、第4点目を質問させていただきます。

少子化対策への質問でございます。

国立社会保障・人口問題研究所発表の人口動態統計の年間推計によれば、2014年の出生数は過去最少の100万1,000人、死亡数から出生数を引いた人口の自然減26万8,000人となり、減少幅は過去最大を記録をしております。また、日本の総人口は、2008年の約1億2,800万人をピークに減少に転じ、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、合計特殊出生率、いわゆる1人の女性が生涯において子どもを産む数1.4の水準で推移すると、大分先の話になるんですが、2060年には現在の3分の2、約8,700万人まで減少をされると言われています。ちなみに、阿波市においてはどうかと言え、現在の3万9,441人から1万7,327人と、半数以下になると推計されております。また、こういうことも言われております。未婚の方が最近多くございますが、50歳時点での未婚率を示す生涯未婚率が、2010年時点では、男性20%、女性10%に達し、支えてくれる家族がないまま高齢化する未婚者がふえ、2040年ごろには年間20万人以上が孤立死するようになると予測をされております。

少子化に歯どめがかからなければ、人口減少が加速し、地域の活力は損なわれ、社会保

障制度の土台が揺らぎかねません。子どもを産むかどうかは個人の判断ではあるが、子どもを産み育てやすい環境づくりは、社会地域全体で進めなければなりません。安心して子どもを産めない理由の一つが、たくさん原因、要因がありますけれども、理由の一つが、経済的負担がかかるとなっております。その主なものは、妊娠、出産に係る負担、保育、就学前教育に係る負担、医療に係る負担、義務教育に係る負担、高等教育に係る負担等が上げられております。このようなことを踏まえた上で、阿波市も少子化対策、子育て支援に取り組んでおります。

そこで、1点目にお尋ねをいたします。

質問通告書のとおり、子育てするなら阿波市と言われている本市の子育て支援、助成事業はどのような事業を実施しているのか、市民の方にわかりやすく答弁をお願いします。また、子育てするなら阿波市と、よくこれ理事者の方が言われておるんですが、たくさん事業はあるんですが、どの事業を目玉として、子育てするなら阿波市と言われているのか、何点か上げてください。

また、2点目の現在実施している子育て支援、助成事業を拡大する考えは、この質問については、これもいろんな事業があるんですが、実施している事業ありますが、この中の大きな目玉と私はこうに思ってますが、出産祝い金等を踏まえた上での答弁を求めます。

また、3点目の阿波市の乳幼児等医療費助成制度は、現在小学校修了までとなっているが、これを引き上げて中学校修了まで拡大しては、この点について、阿波市の乳幼児医療費等助成事業、平成17年合併当時、6歳未満まで助成をしておりました。そして、平成18年10月、9歳未満まで助成、さらに平成20年10月、12歳未満まで助成、平成21年11月、小学校6年修了まで引き上げて、6年になってます。やがて11月で7年目に入ろうとしています。私自身、そろそろ引き上げの時期が来ているのではないかと考えます。県下の市町村の実態を見ても、医療費助成を中学校修了まで引き上げている市町村がふえつつあります。少子化の大きな要因の一つ、経済的負担の軽減のために、また子育てするなら阿波市と言われている看板にふさわしく、この際医療費の助成を中学校3年生まで引き上げを要望いたしますが、答弁をお願いいたします。

最後の4点目になるんですが、ご承知のように、地方創生時代に入り、人口減少問題の克服が重要課題となっております。この解決策として、少子化対策、子育て支援の新規事業、全国の自治体を見ても、いろんな新規事業を抱えて少子化対策に取り組んでおります。ということで、今後の阿波市における新規の事業、それ等は考えておるのか、この点

について答弁を求めます。

○議長（木村松雄君） 高島健康福祉部長。

○健康福祉部長（高島輝人君） 議長の許可をいただきましたので、香西議員の一般質問の第4問目、少子化対策について4点ご質問をいただいております。順次ご答弁をさせていただきますと思います。

まず、1点目のご質問の子育てするなら阿波市と言われている本市の子育て支援助成事業等、どのような事業を実施しているのか、各部局の取り組みについてお答えをいたします。

子育て支援助成事業を実施しております市民部、企画総務部につきましては、健康福祉部より一括してお答えをいたします。

まず、ハード面といたしましては、学校施設の教育環境整備につきましては、後で教育委員会からご答弁をいたしますが、平成20年度以降、プール、体育館の改修、修繕を初め、校舎、体育館の耐震補強工事にあわせて大規模改修工事等を取り組んでまいりました。また、保育所、幼稚園関係につきましては、認定こども園2園の新築や久勝、土成放課後児童クラブの新築など、子育て環境の充実に努めてまいりました。

議員ご質問の本市で実施しております子育て支援助成事業の取り組みといたしましては、保育料の負担軽減に積極的に取り組み、一般財源から約8,800万円を負担することにより国の基準の約56%の保育料とし、県下8市の中でも最も低く設定をいたしております。また、本市単独事業として、発達相談指導事業、専門医師による発達相談やひとり親家庭等児童入学祝い金支給事業、交通遺児手当支給事業は、県内で唯一本市のみの実施となっております。さらに、本年度は、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金を活用いたしまして、子育て家庭の精神的、経済的負担の軽減を図るため、あわっ子子育て応援券を0歳から中学3年生までの児童を対象に、第1子1万円、第2子2万円、第3子3万円の応援券を発行しました。現在、4,404人に発行をいたしまして、発行額は7,215万円となっており、約99%の該当者の方に配布を行いました。保育や福祉、修学の支援の一助になっていると思います。また、ファミリー・サポート・センターの設置や市内小学校区に放課後児童クラブや児童館の設置など、就労している保護者の子育て支援にも取り組んでおります。また、新生児誕生を祝福し出産祝い金を支給しており、第1子が3万円、第2子が5万円、第3子が10万円、第4子以降が20万円となっており、支給をしている県内の市町村と比較しても、手厚いものとなっております。そのほか

にも、チャイルドシート購入時の補助なども行っております。

以上、申し上げましたとおり、子育て支援は本市の重要政策の一つとして取り組んでいるところであり、ご理解をいただけますようよろしくお願いをいたします。

次に、質問2点目でございます。

現在実施している子育て支援助成事業の拡大についてをお答えしたいと思います。

先ほどのご質問でも答弁いたしました、現在実施しています子育て支援助成事業としまして、さまざまな事業に取り組んでおります。保育料の負担軽減も、国の基準の約56%と先ほども申し上げましたが、県下8市の中で最も低く設定しておりますが、事業の拡大といたしましては、本議会に上程をさせていただいております、18歳未満の子どもが3人以上いる世帯に対する第3子以降の就学前の子どもに係る保育料を徳島県事業の阿波っ子はぐくみ保育料助成事業を活用し、無料化といたします。本市におきましては、所得制限を設けずに多子世帯の保育料を無料化にすることで、多子世帯の子育て家庭への支援を拡充してまいりたいと考えております。

就学児童に対しましては、本年度より児童館3館を放課後児童クラブへ移行し、市内10校の小学校区に放課後児童クラブを開設し、指定管理者制度を導入いたします。このことにより、昼間家庭にいない保護者の児童に対しまして適切な生活の場の提供や当該児童の安心で健全な育成を図ることにより、市内統一された支援を行うことができるようになり、放課後児童健全育成事業の充実といった面から考えると、拡大になると思われれます。

今後は、そのほかに実施しているさまざまな子育て支援助成事業を総合的に判断をして、財政状況も踏まえ、支援内容などを検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

次に、3点目の乳幼児等医療費助成制度を中学校修了まで拡大してはとのご質問にお答えをいたします。

乳幼児等医療費助成事業につきましては、小学校修了までの乳幼児等に係る医療費の一部を保護者に助成することにより疾病の早期発見と治療を促進し、乳幼児等の健康の向上と福祉の増進を図っております。本市では、乳幼児等医療費の助成は小学校修了までですが、所得制限はなく、病気にかかりやすく受診回数も多い低年齢児は保護者への負担も多くかかっていることから、1レセプト600円の自己負担もいただいております。先ほどのご質問でもご答弁をいたしました、医療費助成以外の阿波市で実施している子育て支援の施策といたしまして、県内でも最も低い保育料や給食費の設定など、経済支援やさ

さまざまな子育て支援を行い、あわっ子の健やかな育成のための支援に取り組んでいるところでございます。

また、阿波市といたしまして、徳島県市長会、四国市長会で、県への要望事項として、子ども医療費助成制度を国による全国一律の子育て支援策として制度化することを強く要望し、四国市長会から全国市長会へ提出する議案として決定とされたところでございます。このことによりまして、第85回全国市長会議決定決議提言事項として、少子化対策・子育て支援に関する特別提言で、子育てに係る医療費は国が全国一律で負担することと決議され、厚生労働省は9月2日に子ども医療費見直しのための検討会を立ち上げたという動きも出てきております。

乳児等医療費助成の対象年齢の拡大につきましては、子育てに対する経済的な支援としてさまざまな子育て支援策充実を検討していく中で支援策全体として検討をいたしまして、総合的に判断してまいりたいと考えております。今後も安心して子育てできる環境づくりと子育て支援の充実に努めてまいりたいと考えております。

最後、4点目の質問でございます。

地方創生時代に入り、人口減少の克服が重要課題となっている。この解決策として、少子化対策子育て支援の新規事業等の考えはとのご質問にお答えをいたします。

ご質問の地方創生につきましては、地域の特性や地域資源を生かした施策を幅広く実施することが目的とされております。本市も、人口減少対策や暮らしやすい地域づくりのため、子育てするなら阿波市を目標に、子育て支援事業を進めてまいります。

総合戦略案の健康福祉部の新規事業といたしましては、1点目として、若い世代の結婚の希望をかなえるため、出会いや交流の場の情報発信を行い、円滑にライフプランを考えることができる情報を提供していきたいと考えております。

2点目といたしましては、妊娠、出産の支援といたしまして、出産の希望をかなえるための不妊治療や不育治療に要する費用の一部助成、また妊婦、乳幼児の各種検診などを通して、妊産婦の不安感や悩みの軽減を図るためのサポートをしてまいりたいと考えております。

3点目といたしまして、子育てへの支援として、核家族化や地域のつながりの希薄化等により、祖父母や隣人などによる支援を受けられない妊産婦等が家庭や地域で孤立しないよう、安心して出産、育児ができるよう、産前産後の一定の期間、食事の準備や買い物等の家事援助や育児援助などの支援サービスを受けることができるようヘルパー派遣事業を

行ってまいりたいと考えております。

4点目として、保育所や認定こども園においては、現在も行っていきます保育料の軽減や、今回議会に上程をさせていただいております多子世帯保育料無料化事業、また幼保一元化の教育、保育施設の充実など、子育て支援の事業として引き続き行っていきます。さらに、保護者からのニーズが多かった病児病後児保育事業や市内全ての小学校区に開設する放課後児童クラブの運営充実など、さまざまな事業の充実に努めてまいりたいと考えております。

5点目として、子育てしやすい働き方の促進といたしまして、イクボスの推進、男性の育児休暇取得促進など、男性の育児に対する意識を高め、育児参加を促してまいりたいと考えております。

以上のような新規事業、既存事業を通して、結婚、妊娠、出産、育児の切れ目のない支援を実施することにより、活力ある、暮らしやすい地域づくりを推進し、よりよい子育て環境の実現に向けて努力をしてみたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（木村松雄君） 瀬尾市民部長。

○市民部長（瀬尾勇雄君） 香西議員ご質問の4点目、少子化対策について2項目めの現在実施している子育て支援事業を拡大する考えはないかという中での出産祝い金についてのご質問でございますが、本市では、平成19年度に出産祝い金を増額し、さらなる出生率の向上並びに人口増への取り組みを図ってまいりました。しかし、子育て環境や保護者の就労を取り巻く社会情勢の変化など、出産祝い金制度のみではその効果が得られていないのが現状で、人口増にはつながっておらず、今後は若年層、子育て世代への定住支援が大きな課題となっております。

先般、阿部議員の代表質問にもお答えいたしました。出産祝い金は出産時の一時的支援であり、過去に実施いたしました受給者へのアンケート調査などからも、出産祝い金制度があるから子どもを産んでいるわけではない、また不妊治療への助成並びに長期継続的な支援を望む声など。そして、市民意識調査においても、理想の子どもの数を実現する上での妨げとなっていることに、子育てや教育にお金がかかり過ぎるという回答した方が72.5%になる。より継続的支援制度の検討を今後予定されている会議で議論いただき、関係部局とも連携し、よりよい子育て環境の実現に向けて制度の充実を図ってまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（木村松雄君） 吉田教育次長。

○教育次長（吉田一夫君） 香西議員の一般質問4項目め、少子化対策について、阿波市の子育て支援事業の取り組み、また今後の子育て支援事業の拡大、新規事業の考え方はということでお答えをいたします。

まず、学校施設等の教育環境整備につきましては、これまでプール、体育館の改築、修繕を初め、校舎、体育館の地震耐震補強工事と大規模改修工事等に取り組んでまいりました。また最近では、給食センターの新築工事、校舎のエレベーター設置や太陽光発電の設置工事、外壁落下対策工事、小・中学校へのタブレット型パソコンの整備にも取り組んでまいりました。今年度より、市場中学校体育館の改築計画も進めているところです。また、PTA連合会の活動支援や市学校体育連盟による各種大会、さらに教育文化活動の発表会、コンクール等事業にも支援をしているところであります。今後におきましても、児童・生徒が安全・安心に学べるよう、また長期にわたって施設の活用が図られるよう、教育環境の整備に努めてまいります。

次に、教育振興につきましては、市内の小・中学校に4人のALTや6人の英語講師を配置して、グローバル化に向けた英語教育に力を入れております。今年度からは、学力向上推進講師8名を配置して、小・中学校の学力向上に向けた取り組みを進めております。

また、産業経済部との連携により、小学校2年生を対象に、子どもたちが楽しみながら野菜、果物に触れ、その魅力を友達に伝えていくことができる、キッズ野菜ソムリエを育成しているところであります。

さらに、子どもたちの体力向上や運動の楽しさを感じてもらうため、体力向上指導員を阿波市内の保育所、認定こども園、幼稚園、小学校の児童を対象に授業を支援しております。子どもたちには、親しみやすく、楽しい授業となり、好評となっております。

今後の新規事業や現在実施している事業の拡大につきましては、実施時期等未定ではございますが、小学校での英語活動を幼稚園、認定こども園に拡大をしていきたいと考えております。また、子どもの体力アップ事業として、体力向上指導員の増員等、プログラムをさらに向上させる等、検討をしております。

新規事業といたしましては、市内へのUターン、Iターン者への奨学金返還補助事業を考えております。

第3子以降の子どもに係る幼稚園の使用料の無料化も、子育て支援課と同じように、保

育料とあわせて幼稚園の無料化を考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（木村松雄君） 香西和好君。

○17番（香西和好君） 再問いたします。

ちょっと答弁が聞きにくかったんで、再問でお答えください。

先ほど言ったように、子育てするなら阿波市というキャッチフレーズとか、その目玉にしてる事業、数多くあるんですが、同じような質問ですが、何をもって言われているのか、二、三点上げてください。

それと、これも聞き取りにくかったんだが、市民部長の答弁で、出産祝い金について余り出産につながっていないちゅうような答弁だったのかな。これどうか、ちょっと聞き取りにくい。そこを再度答弁願いたい。もしそういう答弁だったら、祝い金については、石井町でも最近同じような制度ができました。ちなみに、これも何回も同僚議員も言うて、今回文教の委員が視察に行くんですかね、子育て支援をしてるとこ、大きな問題解決するために。岡山県の高梁、人口約3万2,000人です。27年の4月統計ですか、阿波市と約7,000人ぐらい違うのかいね、そこで医療費は18歳まで自己負担全額補助と。それと、よう聞いてくださいよ、出産祝い金、ずっとあるんですよ、全国には。出産祝い金ですね、第1子が2万円、第2子2万円、第3子50万円、第4子100万円、以上ですね、第4子。こういう制度ですよ。これ絶対有効に、こういうことがあるから、皆希望と夢持って、安心して子育てにやっついこうちゅう意欲が湧いてくるんです、これ。ように聞いといてください。子育てするなら、ここも同じ、高梁市って言うております。何か最後言いよったように、阿波市はどの事業をもって、子育てするなら阿波市って言われているのか、それお願いします。

それと、乳幼児の医療費です。

これも実態、全国的に見たら、今どんどん拡充されております。全国の1,742市町村の中で、通院で中学校修了まで助成している市町村ですよ、1,742市町村のうちで930市町村、約53.4%が助成。まだまだ拡充になります、これもどんどん。それと、入院については、同じく中学校修了まで助成している市町村が1,152市町村、66.1%まで拡充になってる。まだまだどんどんこれ最近の新聞、私、入手しとんですがね、ふえておりますわ。そして、私、何回もくどいようなんですが、徳島県下の自治体を見てください、阿波市の今まで隣接を。これ、結果もちゃんと出とんですよ。ずっと言う

たら長くなるんですが、中学校修了するまでが4市3町、7カ所。中学校まで、これは詳しく説明するんですが、阿南市、吉野川市、美馬市、三好市、上勝町、石井町、神山町、美波町、牟岐町、海陽町、藍住町、板野町、上板町、つるぎ町、東みよし町、こんだけ最近上げてくるとこばかりですよ。私、同じような、何回もこの点に質問いたしました。代々、6代部長かわったと思うんですが、大体よう似た答弁です。そして、いろんな支援事業、大分6年も7年も8年もたつとんです。時代に相応して、隣接の町村の実態見て、やっぱり上げていただきたいと思うんです、これこの点。再度これについて答弁願います。

それと最後に、最後って次の4点目ですが、新規事業にもちょっと着手をしていただきたいと思うんです。実態をちょっと時間ある限り紹介するけど、結婚して市に定住する夫婦に対して、市の共通商品券を夫婦に1組10万円を交付するとか、よう聞いといてくださいよ、それと平成24年10月から、小学校、中学校における学校給食費の無料措置を実施、食育を初め、人口流出対策、定住化対策、子ども貧困対策及び教育に関する費用の負担を軽減を図るとともに、給食素材をとということで、こういう形で給食費を無料にしておる自治体。それでまた、高校生に係る通学費や下宿費用を3年間助成する。よその市町村、ちょうどにはいかんのですがね。それと、私、ここでまたこれ強調して、検討課題にさせていただきたいんですが、新規誕生祝い金ちゅうの、最近できとんです、これ。新規誕生祝い金、1歳になったときの祝い金です。児童が1歳の誕生日を迎えたときに、保護者にお祝いする金を支給する。1歳の誕生日を迎えた児童のいる世帯の児童に1人当たり5万円、それとまた子どもが2人目にも5万円くれるんですよ。3人目できた人には、3人分の15万円を上げましょと、こういう制度なんです。こういう制度、一例挙げたんですわ。そして、祝い金云々言われてるのが、これも検討してください、祝い金、1歳の、いろんな出産祝い金もあるんですが。それでまた言われておる小学校の入学祝い金とか、中学校の祝い金とか、これは子育てに必要なことと思います。金額は大小あっても、ぜひともこの事業。これについて答弁願います。

○議長（木村松雄君） 高島健康福祉部長。

○健康福祉部長（高島輝人君） 香西議員の再問でございます。

阿波市、何をもって子育て支援なのか、目玉は何なのかというご質問であったと思います。

先ほども申し上げましたとおり、阿波市におきましては、やはり重点施策といたしまし

ては保育料の設定を低く抑えているということであろうと思います。それと、先ほどの新規事業でも説明いたしましたけれども、今回の総合戦略において、今までに施策の届かなかった方に光を当てると申しますか、そういった施策に重点を置いて考えてみました。つまり、これまで施策として展開できていなかった部分である、出産の希望をかなえるための悩んでおられる方への不妊治療などの一部負担や核家族に伴う産前産後期の妊産婦の育児支援としてのヘルパー派遣事業の実施を計画しております。また、多子世帯に対する保育料の無料化など、事業の計画もいたしております。このことが、結婚、妊娠、出産、育児の切れ目のない支援につながり、少子化対策につながると考えております。このようなことから、健康福祉部としての既存の施策は、現水準を維持しつつ、他部局の行っている子育て支援策も含め、子育て支援策全体のバランスを考え、トータル的に医療費拡大については判断をしていこうということでございます。

また、国の制度設計については、先ほどの繰り返しになりますが、本来医療は国の社会保障政策全体の中に位置づけられるべきものであり、国が統一した制度として実施すべきものであると考えておりますので、引き続き市長会などを通して国に対して制度の創設を要請してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（木村松雄君） 吉田教育次長。

○教育次長（吉田一夫君） 教育委員会から、子育て支援の目玉ということでありましてけれども、教育委員会の、特に子どもたちの学校教育現場におきましては、子どもたちが安心して知徳体のバランスのとれた教育環境の整備ということでこれまで進めてまいりました。目玉ということの話、なかなか難しいんですけれども、これまで学校の校舎、体育館等、耐震補強工事にあわせて大規模改修工事等に取り組んできて、全てが終わったところであります。また、ソフト面においては、学力向上推進講師8名を阿波市内14校に配置をして、向上に取り組んでいるところです。ハード、ソフト面合わせて、子どもたちが学習しやすい環境づくりに努めていくということでご理解いただきたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（木村松雄君） 瀬尾市民部長。

○市民部長（瀬尾勇雄君） 香西議員の再問にお答えさせていただきます。

市民部といたしましては、先ほどもご答弁させていただきましたが、このたび人口増・子育て支援に対しまして、関係各部局より幾多の施策が出されているところでございま

す。そうした中で、市民部がこれまで行ってまいりました出産祝い金もその中の一つでございますが、そうした中で十分今後の会議、いろいろなところでおきまして議論され、また優先順位をつけられていくものと考えておりますので、そこで私どもの考え方を、皆さんのお考えを十分お受けする中で定めていきたいと思っておりますので、検討してまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（木村松雄君） 香西和好君。

○17番（香西和好君） ただいま答弁をいただきました。

私自身、余り解釈わかりにくいんですが、さっき言いよったように、子育てするなら阿波市というキャッチフレーズとか、何の事業をもって言われとんか。さっき言いよったように、ようけ事業ありますわな、教育現場の関係とかいろんな関係で。この間に、阿波市は、さっき言いよったように、保育料の制度、国の制度よりか55%ですか、そこまでしてますと、それが1つ。乳幼児は何歳までしとる、出産祝い金もする、ここら辺のあたりを強調して、子育てするなら阿波市って言うていただきたいんです。そういう声を私聞いております、県下駆けめぐって、阿波市すごいなと、出産祝い金。ですので、よく言われます、褒めてくれますよ、すごい子育て支援が進んどりまんなって。その中に何点か目玉にするのを挙げてください。これ看板ですよ、阿波市の。子育てする阿波市の看板ですよ、これ、乳幼児も、今の保育料も、出産祝い金も。

私も、今回の地方創生会議を2回ほど参加させていただきました。くどいようですが、なぜ子どもを産み育てられないかといういろんな、ようけあるんですよ、雇用とか、いろんな課題の問題がいろいろあります。その中で上位を占めとんが、子育てに負担がかかる、いわゆるはっきり言うと、お金がかかるんです。全国の自治体皆いろんな新しい制度つくって、どんどんそういうお金が要るんです、それは。お金なしに、皆子育て支援できませんわ、人口減少もできません。どんどん全部の自治体、拡充もしたり、新規事業したり、これやっとなです。

地方創生の中の素案ができとんですが、これ素案ですね。この中だって、いろんなことが項目でうたわれとんです、これ。900人、1,000人、また500人の中から、若い子育て中のアンケートが出てきとんです。結果、理事者の皆さんご存じでしょう、これ読んだら……。時間、あと5分ですか。どんなことをしてほしいとか、先ほどの医療費、中学校3年生まで上げてほしい、データが1番じゃないですか、これ見たら。経済的負担

が、全部これ、収入がないから結婚せんとか、子育てせんとか、そんな文言が全部これへ記載されとんですよ、この素案の中に。ですから、これを解決しない限り、そんな文句でこう並べ立てたって、なかなか解決できませんわ、くどいようですが。何遍も言いますけども、従来の事業は長年たっております。それを拡充して、やめるんやは、相ならんですよ、これ、この時代に。新しい事業をどんどんつくっていく、世間の流れですから。古い事業は拡充して、また新しい事業も見つけて、人口減少問題、少子化問題、こうした支援策に取り組まなんだら、何ぼええことを並べたって、これ解決できませんわ、深刻な問題、でしょう。

私は、今回4点ほど質問をいたしましたけれども、それを十分今後の検討課題として取り組んでください。これを強く要望して、私の質問を終わります。

○議長（木村松雄君） これで17番香西和好君の一般質問が終了いたしました。

暫時休憩いたします。

午前11時15分 休憩

午前11時35分 再開

○議長（木村松雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、3番川人敏男君の一般質問を許可いたします。

3番川人敏男君。

○3番（川人敏男君） 3番川人敏男、議長の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

私は、長年、県や鴨島町、吉野川市で、地域行政に携わってきました。その経験の中で、行政はフューチャーブルだと確信を深めております。「フューチャー」は未来ですね、「ブル」は引っ張っていく、つまり明るい明日になるように努力し、市民一人一人の暮らしを守っていく、ともにまちづくりをしていく、行政は、こういう役割を担っていると思います。

それでは、二、三、コメントをさせていただいてから、質問に入らせていただきます。

再三申し上げていることですが、阿波市は少子・高齢化時代を迎えています。このため、今後長期にわたって歳入は減り続け、福祉や医療の経費はますますふえてきます。これに加えて、平成28年度から普通交付税が段階的に減額されます。現状に目を向けてみますと、新庁舎やアエルワなど、箱物には惜しみなく取り組んできました。市内外から、

いまだにやり過ぎとの声が聞こえてきます。それと裏腹に、災害に遭遇したときのライフラインとなる水道の漏水率は、県内超ワーストワン。子育てには一定の努力はしておりますが、児童・生徒の医療費の無料化は、阿波市は小学生までとなっておりますが、吉野川市、美馬市、上板町、いずれも中学生までとなっております。箱物重視の姿勢を憂慮するのは、建設に際し起債という多額の借金で大半を賄います。ちなみに、新庁舎やアエルワの建設には、合併特例債という借金が40億円で、全体の72%を占めています。今後長年にわたって、その借金を払い続けなければならない。また、建物がある限り、維持管理経費を払い続けなければならない。建設当初はそんなに負担を感じなくても、5年たち10年たつと、ずしりずしりと負担がこたえてきます。財政は硬直化して、身動きがとれなくなってきます。市長を初め、市幹部の方々には、現状をご認識いただいていることと思いますが、一層経営的視点を重視していただきたいと要請しておきます。

現在、国が音頭をとり、地方創生を推進しておりますが、地方創生も、つまるところ、経営感覚を磨いて、施策の再検討をなさいというところに原点があると思います。また、さきの6月議会で、働く場の確保のために企業誘致の取り組みを質問しましたが、ポーズだけで、意欲も実現の見通しも全くないことが伝わってきました。要するに、阿波市の現状をきっちり整理分析して、将来の見通しを立て、一貫性を持って布石を打っていく戦略が欠けている印象を受けます。

一方、最も大切なことは、市行政の取り組みに対して市民の方々が信頼してついてきてくれているかということです。美馬市への大塚製薬工場の誘致についても、大塚製薬が牧田市長を信頼していることが結果に結びついていると思います。本市においては、県や関係機関、吉野川市等との連携、協力体制はうまくいっているのか。これは、つまるところ、信頼関係が築かれているかどうかにかかっています。徳島新聞の「市長の予定」という欄を見ますと、野崎市長は、会議や陳情などで、徳島市や東京へ随分と出張されております。これは、情報を収集する環境、人脈を広げやすい環境にあります。つまり、政治的センスが磨かれる立場にあるわけです。トップの役割は、地方創生の時代において、極めてウエートが高くなっております。市長が交流を深めていることは、阿波市の力になって、何倍にもなってはね返ってくる可能性があります。

前置きが長くなりましたが、1年半の議員活動を通じて、議員の意見や提言を真摯に受けとめていただいているのか、少し懐疑的な気持ちを抱いています。昨日の代表質問でも、樫原伸議員が小・中学校の普通科教室へのエアコンの設置を要望しましたが、残念な

結果になっていました。今どき、一般家庭でエアコンをつけていない家庭なんてないですよ。市は現状を見詰め直して、市民の声なき声に耳を傾け、謙虚な気持ち、謙虚な姿勢で行政に邁進してほしいものです。

質問に入りますが、今回の一般質問は角度を変えて、阿波市内だけでは処理できない対外的なテーマを1問目、2問目に取り上げさせていただきました。

第1問目は、阿波市と吉野川市が消防業務を共同で管理運営する中央広域連合の西消防署の庁舎建設についてお伺いします。

ご承知のとおり、西消防署は、昭和46年7月に山川町の瀬詰大橋南詰に建設され、築43年が経過し、雨漏りがあるなど、相当老朽化しております。このため、昨年12月に阿波市長、吉野川市長及び阿波市議会議員、吉野川市議会議員それぞれ4名、合計10名で構成する連合議会で、西消防署整備基本構想、つまり改築に向けての骨子がまとまり、決定しました。その後、3月に定例議会、5月に本年度第1回幹事会、7月に臨時の連合議会、同じく7月に第2回幹事会、8月に第3回幹事会が開かれ、建設場所をめぐり、かかんがくがくの議論が交わされたこと、新聞報道等により、その一端を知ることができました。さらに、先月8月10日、阿波市議会議員全員協議会が開催され、今日までの経緯、内容等について説明していただきました。なお、全員協議会というのは、市長及び市の関係者が出席し、市議会議員全員との協議をする場です。内容的には、市の考え方をお聞きする場でもあります。このことを申し添えて、質問いたします。

1点目は、西消防署は、主に阿波町及び山川町、美郷村を管轄しておりますが、阿波市、吉野川市の範囲を超えて、もっと広域的に捉えたいという説明がありました。もっと広域的にと言いますが、具体的にどの地域なのか、現在の職員数や設備でカバーできるのか等々検討しているのであれば、お聞かせいただきたい。唐突に出てきた話で、ただただ驚いています。また、このことは、改築に向けての基本構想に全く触れられていないし、両市の区域とすると記された広域連合の規約にも抵触しているのではないかと思います。こういう根本的なことは、水面下でトップ同士が話し合い、おおむね合意ができた段階で私ども議員にも協議するのが暗黙のルールとなっています。

そこで、西消防署の範囲を広域的に捉えていることは、吉野川市も合意しているのかどうか、お伺いします。

2点目は、阿波町内に西消防署の建設候補地を3カ所、幹事会の検討資料として提出することなのですが、このこと自体は阿波市にとって大変好ましいと歓迎しております。し

かしながら、現在山川町にある西消防署を阿波町に持ってくるには、それなりの大義名分、合理的な理由、例えば救急車の出動件数、火災の発生件数、現場への到着時間等、それなりの根拠が必要と思います。根拠がなければ単なる駆け引きで、中身が薄っぺらいものになってしまいます。交渉力とは、大義名分をどのように立てるか、相互の信頼があるかどうかと思います。

そこで、阿波町に西消防署を持ってくる大義名分は何なのか、お伺いします。

3点目は、この問題に対する市長のスタンスですが、阿波市に建設したいとも、吉野川市に建設するとも、今まで一言も言っていないと力強く断言されました。しかし、市長という立場の人は、自分の考えを明確にし、組織を動かしていく責任があります。百歩譲って、この言葉が市長の政治的パフォーマンスと理解するにしても、無理があります。このような質問をしなければならぬのはまことに不本意ですが、西消防署の建設場所について、改めて現時点での市長の考えをお伺いします。ご答弁をお願いします。

○議長（木村松雄君） 町田企画総務部長。

○企画総務部長（町田寿人君） 議長の許可をいただきましたので、川人議員の一般質問の1点目、西消防署の庁舎建設についての1項目めの西消防署の範囲を広域的に捉えることは連合議会の中で合意しているのか、2項目めの阿波町に西消防署を持ってくる大義名分を伺いたいについて答弁させていただきます。

川人議員お尋ねの徳島中央広域連合西消防署の庁舎建設については、あくまで徳島中央広域連合において決定されるものでございます。それを前提に答弁させていただきます。

最初に、その経緯を申し上げますと、平成25年度に西消防署庁舎建設検討委員会を立ち上げ、平成26年5月27日に開催された担当課長会より西消防署新庁舎整備についての協議を重ね、平成26年12月18日の幹事会、12月25日開催の徳島中央広域連合議会を経て、徳島中央広域連合西消防署新庁舎建設基本構想が策定されました。これを踏まえ、今年度に入り、これまで幹事会を3回開催し、新庁舎の建設候補地について協議を行ってきました。そして、本年7月16日の第2回幹事会で、対象地域について協議を実施いたしました。そして、去る8月21日の第3回幹事会において、構成団体である阿波市と吉野川市から候補地を提案いたしました。

次に、幹事会における新庁舎の建設位置の候補地選定の考え方について説明させていただきます。

1点目が、住民への利便性がよく、自然災害の危険が少ない場所として、住民の安全・

安心を守るため、あらゆる災害に対し迅速に対応できる位置とすること。2点目が、緊急車両が迅速、安全に出動できる動線を確保でき、敷地の一辺が幅6メートル以上の道路に面している場所とすること。3点目が、近隣住民の理解が得られやすい場所とすること。4点目として、敷地面積は5,000平米程度とすることとの留意点が示されております。そして、新庁舎には、消防庁舎、多目的訓練場、防災センター、駐車場等が設置される計画であります。

そして、阿波市といたしましては、現在の社会情勢に即した広域的な観点で、安全・安心で市民に開かれた消防署として、救急業務において高速道路網を利用する防災センターを活用した、市民への意識高揚、大規模災害時における吉野川中流域の防災拠点などを視野に入れ候補地を検討いたしました。今後につきましては、9月下旬に開催される第4回幹事会において、第3回幹事会で提案された候補地について、土地開発計画や新消防庁舎の建設計画上困難な要素、要因のある候補地を除外し、候補地の絞り込みを行う予定となっております。

今後、徳島中央広域連合に対し、阿波市の考え方を理解していただけるよう一生懸命努力を重ねてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（木村松雄君） 野崎市長。

○市長（野崎國勝君） 川人議員からは、中央広域連合西消防署の庁舎建設のことについてご質問が出ております。

1点目の西消防署の広範囲な広域的な捉え方、あるいは阿波町に西消防署を持ってくる大義ということにつきましては、今企画総務部長のほうからご答弁申し上げたとおります。

いま一度経過を振り返ってみますと、26年12月以降、阿波市、吉野川市の副市長、あるいは総務部長、財政課長等々で構成される幹事会って言ってますが、幹事会でずいぶん議論されておりました。12月18日には、徳島中央広域連合の西消防署の新庁舎建設基本構想というのが協議されまして、基本構想が了解されております。この基本構想、西署の庁舎のほかに、多目的訓練場、あるいは防災センター等々、用地が5反ですかね、5,000平米、これが基本構想で議会の了解を受けた、そういった経過がございます。

そうした中で、最終的に適地をそれぞれ吉野川市、阿波市から3カ所ほど選定して幹事会に報告しようという結論になったようです。阿波市からは、阿波市の旧庁舎含めて2カ

所、だから3カ所ですかね、出ております。同じように、吉野川市も3カ所、それぞれ幹事会に提出されたようです。

そうした中で、では市長が考えるイメージを答えてくれというご意見だと思います。

先般の市の全員協議会でもお話ししましたように、この吉野川中流域の防災の拠点になるとは言いませんけれども、中央広域の西署、そういう位置づけにできないかなと私は考えてます。なぜかって言いましたら、南海トラフ巨大地震想定されておりますけれども、それに向かってそれぞれ阿波市も吉野川市も自主防災組織の結成、あるいはその対応等々について随分と訓練を重ね、苦慮しております。

じゃあ、中央広域連合、職員約120名ぐらいですけれども、それで阿波市あるいは吉野川市の市民の災害に対し本当に安全・安心に市民が過ごせるようにできるのか。使命感ができるのかということになります。私の考え方は、中央広域連合の消防本部のご指導を受けながら、地域の消防、阿波市の五百四、五十名おります。吉野川市も、恐らく80名ぐらいの定員不足が起こっているようですけれども、やはり600名近い地域消防ってのがおります、阿波市でも約1,000から1,200名。こうした専門の方たちがお互い中央広域連合と地域消防とが力を合わせて、阿波、吉野川市民を守っていこう、そういうふうな西消防署にできないだろうかと考えております。

川人議員からは、市長の政治的なパフォーマンスではないかという言葉も出ましたけれども、私はパフォーマンスは一切考えていません。例えば、阿波市が出しております3カ所のうちの1カ所、阿波市の旧庁舎、すぐ前が大久保谷川の河川敷、あるいは用地には三十四、五年たつ、一回りも二回りもあるようなクスノキが林立している。あるいは、隣に農村環境改善センター、500人は入れるんじゃないかと思えますけれども、そういうものもあります。それで、志度山川線、県道ありますけれども、これも早々に完成するんじゃないか。そんな地理的条件を踏まえた上で、地域消防、阿波市民、吉野川市民と西消防署を利活用しながら、阿波、吉野川両市の西部の市民の安全・安心を守っていける最適地ではなかろうか。

特に、川人議員からは、庁舎を含めて、市の行財政改革も触れられましたけれども、今回の西部消防にとっては、防災センターというのが位置づけられてるようです。本当に市民と地域消防の防災センター、両方が活用できる構想、改築、新築しなくても、しっかりと使える。あるいは、まだ検討しておりませんが、阿波市の旧庁舎、まだまだ耐震診断しても、3階部分には問題があるというような診断結果出ておりますけれども、1

階、2階については大丈夫であろう。これも何とか耐震すれば、今も使えるのではないか。改善センター、あるいは旧庁舎、財政的にも非常にコストが安く上がり、しかも自然に恵まれている、交通の便が非常にいい、そんなところで私のイメージが膨らんだわけでございます。

若干東消防、また中消防とは、西消防のイメージがまるっきり異なるかも知れませんが、そういうイメージのもとで行財政の面、あるいは交通の利便性、あるいは救急業務、消防業務、多方面から考えても最適地じゃなかろうかと考えております。ただ、まだ広域連合長とも私はじっくりと膝を交えて話はしておりませんし、中央広域連合議会でもこの件は私案でございますので、十分な説明はできておらない。そういうふうなことでご理解願いたいと存じます。

以上でございます。

○議長（木村松雄君） 川人敏男君。

○3番（川人敏男君） ただいままず、企画総務部長の答弁の中で、西消防署の庁舎建設については、中央広域連合が決定するものであると、あたかも阿波市に決定権がないような言い方ですが、中央広域連合は阿波市と吉野川市で構成しているものです。最初から腰を引いたような姿勢ではいかがなものかと思えます。広域的に捉えるということ事態、吉野川市が合意していない段階でこのような根幹的なことを公にしたことは、吉野川市の信頼を著しく失ったことになりはしないかと、大変心配します。また、阿波市に西消防署を持ってくる大義名分については、具体的な納得できるような答弁はなかったわけですが、いずれにしても、西消防署の建設に当たっては、地震や台風などに強い庁舎、維持管理コストの安価な庁舎、建設費を抑えた庁舎等が求められています。しかし、最も肝心なのは、救急業務、消防業務という、消防署は両市民の安全・安心を守る拠点となるものです。したがって、西消防署の建設場所は、管轄区域内において時間的距離の中心地となるような位置を最優先に考えてほしいものです。

最後に、市長の考え方としては、地域の消防として、旧の阿波庁舎跡が有力な考えであるということを今お伺いしたわけなんですけれども、フランスの格言にノーブレスオブリージュという言葉があります。この言葉の意味するところは、高額な報酬を受けている者、社会的地位の高い者は、困難な課題、困難な局面に遭遇したときは、先頭に立って果敢に立ち向かい、切り開いていく義務と責任を負っているということです。西消防署の建設場所の決定は急がれます。また、副市長をトップとする幹事会での解決は荷が重過ぎま

す。市長には、吉野川市長等と早急に協議し、阿波市民はもとより、吉野川市民も納得できて受け入れられる場所の決定に最大限尽力すべきであります。ここは、そして今は、市長の出番ではないかと思えます。吉野川市へ出向いて、正々堂々と誇りを持って話し合っていたいただきたいものです。

以上で1問目の質問を終えたいと思います。

○議長（木村松雄君） 質問の途中ですが、暫時休憩いたします。

午後0時04分 休憩

午後1時05分 再開

○議長（木村松雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

3番川人敏男君の一般質問を続行します。

○3番（川人敏男君） それでは、第2問目の質問に移ります。

農協厚生連が運営する麻植協同病院が改築移転し、吉野川堤防沿いに吉野川医療センターとして生まれ変わり、5月11日から診療を始めております。このことに関連して、去る3月議会で吉田正議員の阿波病院が存続するかどうかの質問に対して、答弁は、阿波病院に問い合わせたところ存続するということでありましたと、まるで人ごとのような感じで答えておりました。

一方、吉野川市は、どのような対応をされたか大変関心があります。伺うところによりますと、市民の医療サービスの充実確保に向けて、側面から並々ならぬ努力を傾注してきたそうです。

まず、用地の取得についてであります。

私は、10年前に吉野川市で川真田市長にお仕えしておりましたが、市長の指示を受け、用地の取得に奔走したことを思い出します。結果的に、吉野川市が遊園地の跡地を譲り受け、それを吉野川医療センターに無償で貸し付けております。また、移転改築に関連して、進入道路工事、下水道工事等の市の工事を施工し、約2億6,000万円の経費を支出し、便宜を図っています。さらに、分娩に対しても、吉野川市が1億5,000万円の財政支援して再開にこぎつけました。

吉野川医療センターの改築を受けて、同じ農協厚生連が運営する阿波病院の動向が心配されるところです。現在、阿波病院と吉野川医療センターは、相互に役割分担し、共存していく方向で検討してくださっていると仄聞しております。しかしながら、麻植協同病院は昭和22年に建設され、阿波病院はその1年後の昭和23年に建設されております。相

当老朽化しており、存続するのであれば、阿波病院自身による基本計画、資金計画も必要になってくるものと考えられます。

そこで、阿波病院の存続に向けて阿波市の支援が生じるかもしれませんが、前広く積極的に働きかける意向があるかどうか、お伺いします。

(16番 出口治男君 入場 午後1時07分)

○議長（木村松雄君） 高島健康福祉部長。

○健康福祉部長（高島輝人君） 議長の許可をいただきましたので、川人議員の一般質問の第2問目、関係機関への対応についての1点目の阿波病院の存続に向けて前広く積極的に働きかける意向があるのかについてお答えをいたします。

阿波病院と吉野川市医療センターは、J A徳島厚生連が運営する医療機関で、ともに本市にとって、地域に密着した中核医療機関であります。このうち、吉野川医療センターにつきましては、本年5月から麻植協同病院が新たな医療施設として現在の位置に移転し、議員ご指摘のとおり、分娩を再開し、旧来にも増して、地域になくてはならない拠点医療機関としての役割を担っております。一方、阿波病院におきましても、内科、小児科を初め、さまざまな科目で診療を行っており、吉野川医療センターとともに、地域になくてはならない医療機関となっております。

現在の医療体制につきましては、厚生労働省が中心となり、地域連携医療体制の構築が叫ばれており、高度な技術、機器を要する患者は大きな医療機関で治療し、リハビリや中核医療機関で行える治療につきましては、その医療機関で行い、日ごろからの患者のケアを含め、かかりつけ医で行える治療はかかりつけ医で行うとともに、各医療機関がその垣根を越えて連携して患者の治療を行うという体制でございます。このように、医療環境が変革する中、吉野川医療センターについては、290床全てが急性期病床として開院しております。一方、阿波病院につきましては、133床のうち、地域医療連携医と協力して診療を行う開放型病床5床、地域包括ケア病床60床を設置しておるところでございます。特に、地域包括ケア病床につきましては、在宅支援に向けて重要な役割を担い、吉野川市医療センターとは違った機能を有しています。

今後、老朽化した施設の機器の更新などを含め、J A徳島厚生連が阿波病院のグランドデザイン、全体構想の中で経営計画や戦略を立てていかれるものと考えておりますが、市といたしましても、地域中核医療機関であります阿波病院の存続に対しまして、市民の安全・安心のため、可能な協力や支援を関係部局と連携するとともに、あわせて議会の皆様

にもご相談をさせていただきながら進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（木村松雄君） 川人敏男君。

○3番（川人敏男君） 阿波病院の存続に向けて働きかけるということではありますが、この10年を振り返ってみますと、既に結果が出ておりますが、吉野川高校と阿波吉野川警察署に関して、一言コメントしときます。

平成24年4月に吉野川高校が設置されました。これに伴い、阿波農業高校は鴨島商業高校に再編統合され、残っているのは実習地だけです。農業は阿波市の基幹産業であり、県下有数の農業地帯と言うのであれば、阿波西高校とか阿波高校に統合するほうが、よほど合理性があります。阿波市は何をしていたのか。県立高校のことなので、口を差し挟むのを遠慮したのか。いずれにしても、結果的に力及ばなかったとしか言いようがありません。また、阿波吉野川警察署が平成26年4月に設置されました。これに伴い、市場警察署は川島警察署に統合されました。吉野川市には、救急救命出動や火災消火を所管する消防本部がありますので、安全・安心のまちづくりに資する警察署は、阿波市に本部が設置されるよう働きかけはできなかったのか。旧市場町に一定の機能を残していただきましたが、総じて残念な結果になっています。

阿波市は、人口が3万9,622人に対して吉野川市は4万3,235人で、9%程度多いだけです。また、決算額にしても、平常ペースで数%の差でしかありません。阿波市は、吉野川市に比べてそんなに遜色ないのに、なぜか総体的に地盤沈下している印象を受けます。合併して10年になりますが、市民の暮らしに結びついた明るい話題はほとんどなく、このまま何も手を打たなければ、じり貧になりはしないかと憂慮します。

そこで、地方創生の主要施策に位置づけられている政府機関の移転をめぐり、県は6機関の誘致に乗り出す考えを明らかにしています。その中で、本市の強みを生かして、農業食品産業技術研究機構の食品総合研究所の誘致を働きかけてはいかがかと伺います。

○議長（木村松雄君） 町田企画総務部長。

○企画総務部長（町田寿人君） 議長の許可をいただきましたので、川人議員の一般質問の2点目、関係機関への対応についての2項目め、政府機関の地方移転に関連して農林水産研究所農業食品産業技術研究機構の誘致を働きかけてはどうかについて答弁させていただきます。

国におきましては、まち・ひと・しごと創生総合戦略を平成26年12月27日に閣議決定し、その後平成27年6月30日にまち・ひと・しごと創生基本方針2015を閣議決定したところであります。この国が定めた創生基本方針の中で、戦略の基本目標の2点目の地方への新しい人の流れをつくる項目において、政府機関の地方移転については、政府機関の中で地方が目指す発展に資する機関について、道府県等からの提案に踏まえ、地方への移転を推進と定めており、移転に対する提案の受け付けを本年の8月までとしたところであります。この発表を受け、徳島県においては、6機関を誘致する提案を表明したところであります。その6つにつきましては、消費者庁、独立行政法人国民生活センター、総務省の情報通信政策研究所、農林水産省森林技術総合研修所、同省の農林水産研修所、そして最後に独立行政法人農業食品産業技術総合研究機構食品総合研究所。このたび、徳島県から阿波市の地域性を評価いただき、検討協議を重ねた結果、阿波市の強みの農業を生かし、また地域の活性化を推進するために最適な機関として、独立行政法人農業食品産業技術総合研究機構食品総合研究所を旧阿波農業高校の跡地へ誘致することについて県より提案をいただき、意見書を提出したところであります。県においては、8月31日の徳島県地方創生総合本部会議において協議の結果、誘致案を取り上げられ、国に対して要望することとされたところであります。今後につきましては、国のヒアリングや有識者会議による意見聴取などを経て、来年3月に移転に関する機関が決まるということとなります。

阿波市としましては、県との連携をより一層強化し、農業食品産業技術総合研究機構食品総合研究所の誘致が実現できるように努力を努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解くださいますようお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（木村松雄君） 川人敏男君。

○3番（川人敏男君） 食品総合研究所の誘致は、阿波市の基幹産業である農業の振興に多大な効果が期待できそうなので、誘致合戦になるかもしれませんが、県と一体となって努力していただきたいと思っております。

それでは、3問目に移ります。

第3問目は、阿波市は合併したことによってどれだけ経費の節減ができたのか。また、保育所を取り上げて、経費の節減に向けた取り組みについて質問します。

職員数は、合併当初の平成17年度には495人でありましたが、本年4月1日には3

80人で、115人の削減ができております。また、議会議員の数も、合併当初は66人でありましたが、平成18年には44人減の22人となり、さらに平成22年には2人削減し、現在は20人となっております。これを決算統計で見ますと、平成25年度までの数字ですが、財政効果は、職員の給与等で約9億2,600万円、議員報酬で約1億1,200万円の削減となり、トータルで10億3,800万円節減されております。合併効果が、まず人件費で顕著にあらわれております。このほか、税金の徴収対策や補助金の整理合理化等に取り組んだ結果、合併による財政効果を生み出してきております。合併というのは、行政の大リストラであるわけです。

そこで、1点目は、職員は相当減らしてきておりますが、行政サービスに支障を来しては、元も子もありません。阿波市の職員数の適正規模は何人ぐらいと想定していますか、お伺いします。

次に、合併効果に一応の区切りがつき、行財政改革の段階に入っております。できるだけ節約して行政運営をしようと、平成27年2月に第3次阿波市行財政改革大綱及び阿波市集中改革プランを策定し、行財政改革に取り組んでおります。行財政改革は、わかりやすく言えば、ダイエットのようなものであろうかと思えます。その行財政改革の中でも、民間活力の導入は、行政の効率化と経費の削減が図られ、地域経済の活性化にもつながるので、集中改革プランの大きな柱と位置づけられております。具体的には、市立保育所の民間委託を進めることにあります。かねて建設しておりました一条認定こども園、八幡認定こども園が完成し、本年4月から開園しております。ご承知のように、認定こども園は、保育所機能と幼稚園機能をあわせ持っています。

そこで、2点目は、新たに建設された一条認定こども園、八幡認定こども園の予算額は合計で幾らですか。また、廃止された保育所、幼稚園の昨年度の経費は総額で幾らでしたか、お伺いします。

3点目は、現時点で認定こども園はいずれも市が直接運営しておりますが、民間委託するのかどうか、お伺いします。

○議長（木村松雄君） 町田企画総務部長。

○企画総務部長（町田寿人君） 議長の許可をいただきましたので、川人議員の一般質問の3点目、行財政改革に伴う諸課題についての1項目めの職員数の適正規模は何人と考えているのかについて答弁させていただきます。

阿波市の職員数は、平成17年4月の合併時には、4町の職員を引き継ぐという形で、

495人でスタートいたしました。その後、退職者の不補充や指定管理者制度の導入等によりまして職員数の削減に努めてきた結果、平成27年4月現在では380名となっており、合併当初に比べ115名の削減となっております。

川人議員ご質問の阿波市の職員数の適正規模の想定数ですが、類似団体と比較するのが適切であると考えます。類似団体とは、国のほうで全国の市町村を人口規模や産業構造で細分化し決めている団体ごとの比較であります。そこで、毎年総務省において実施している地方公共団体定員管理調査において、一般行政部門及び普通会計部門について類似団体に分け、そのグループ内での人口1万人当たりの職員数の平均値を算出し、類似団体と職員の比較を行っております。その結果は、現在の阿波市の職員数は類似団体とおおむね同程度ということになっております。

今後におきましては、市民サービスを低下させることのないよう、民営化や事務の効率化を図りながら行財政改革を推進しながら適正な定員管理に努めてまいりますので、ご理解くださいますようお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（木村松雄君） 高島健康福祉部長。

○健康福祉部長（高島輝人君） 川人議員の第3問目の2点目の認定こども園の予算額及び廃止された保育所、幼稚園の経費が幾らかとご質問に健康福祉部よりお答えをいたします。

認定こども園は、幼稚園、保育所の両方のよさを持つ施設として、また身近な教育・保育の場として保護者のニーズに応え、サービスの充実を図るため、本年4月に開園をいたしました。特に、認定こども園には子育て支援センターを設置しておりますので、保護者の相談や交流の場としてサービスの充実につながっております。

予算額についてですけれども、3つの認定こども園で比較をしてみたいと思います。一条、土成中央、八幡の3つの認定こども園の平成27年度当初予算の総額は約8,000万円であります。また、認定こども園の開園に伴い廃止いたしました一条保育所、吉野中央保育所、一条幼稚園、また土成中央保育所、土成幼稚園、八幡保育所、八幡幼稚園、以上7カ所の保育所及び幼稚園の平成26年度の決算額につきましても、合計で約8,000万円となっており、新しく開園しました3認定こども園と廃止されました保育所・幼稚園の経費を比較してみますと、おおむね同額程度を見込んでおります。

続きまして、3点目のご質問でございます、認定こども園は民間委託するのかどうかにか

ついてご答弁をさせていただきます。

議員のご質問の民間委託につきましては、指定管理するのかというご質問であろうかと思えます。本年4月から開園いたしました認定こども園につきましては、幼保連携型の認定こども園でございます。本年の4月から施行されております改正認定こども園法におきましては、幼保連携認定こども園の幼稚園部分の教育は、教育基本法第6条第1項に規定する、学校において行われる教育となっております。第6条第1項では、学校は国、地方公共団体及び法律に定める法人のみがこれを設置することができるとなっております。また、学校教育法第5条では、学校の設置者は、その設置する学校を管理するとなっておりますことから、幼保連携型認定こども園は、指定管理ができないとされております。

その一方で、本年の4月施行の改正認定こども園法第34条の特例といたしまして、公私連携幼保連携型認定こども園が規定されております。この公私連携幼保連携型認定こども園とは、設置運営主体が民間法人、いわゆる学校法人または社会福祉法人に限定されておりますけれども、市と一定の協定に基づき、また市との連携のもとに教育・保育を行うことが可能とされております。しかしながら、本年4月からの子ども・子育て新制度により特例として施行されておることから、この制度の形態を今後十分検討してまいりたいと考えております。

今後の方向性といたしましては、集中改革プランによる計画を合わせた上で、幼保連携型認定こども園の運営方法、また既存の幼稚園・保育所の施設整備及び民間への移行など、民間活力導入を図り、効果的な行財政運営に努力してまいりたいと考えております。よろしく願いをいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

(18番 原田定信君 入場 午後1時28分)

○議長(木村松雄君) 川人敏男君。

○3番(川人敏男君) まず、最初の職員数の適正規模については、市の考えがよくわかりました。今後とも、民営化や事務の合理化に努力していただきたいと思えます。

次の認定こども園の予算額をちょっと調べていただきましたけれども、認定こども園になっても、また前のままであっても、予算額がもう少し減るかなと思ったんですけれども、経費は同程度ということになっております。

最後に、認定こども園は民間委託するのかどうかについてですけれども、ご答弁の内容は、特例措置ができて民間措置できないことはないが、前提条件が厳しく、直ちに民営化

することは実質的に困難である旨が伝わってきます。

そこで、再問いたします。

行財政改革プランでは、保育所は民間委託を進めるとの方針を掲げています。これが市の大方針と受けとめて質問を続けさせていただきます。

久勝保育所は、平成25年4月から民間委託しております。保護者の声を聞いてみますと、カリキュラムや行事が多く子どもは楽しく通っている、保育の時間が長いので助かっている、民間のサービスに大変満足している等々と、順調に運営できていると伺っております。保育所は民間委託が順調な滑り出しを見せていますので、認定こども園も民間委託するものとばかり考えていました。結局のところ、認定こども園の建設に着手する段階で運営面について十分議論されたのかどうか、いかがなものかと残念に思います。

先日、一条認定こども園を視察させていただきましたが、定員180人、敷地面積4,500平米余り、園舎は、保育室、遊具室など、設備面も充実しております。ただし、職員は27名ですが、そのうち臨時職員が17名で、臨時の割合が63%を占めております。市全体の保育所、幼稚園、こども園の職員数は157名ですが、そのうち臨時の職員数は89名で、率にして57%を占めています。将来的に民間委託を順次行うもので、臨時の職員数が多いものとばかり思っていました。

そこで、認定こども園が民間委託できないのであれば、今後も臨時職員を半数以上そのまま運営していくのか、将来を見通した職員体制をお伺いします。

○議長（木村松雄君） 高島健康福祉部長。

○健康福祉部長（高島輝人君） 川人議員の再問でございます。

認定こども園が民間委託できないのであれば、今後も臨時職員を半数以上そのまま運営していくのか、将来を見通した職員体制はについてお答えをいたします。

近年の保育ニーズの増大や平成27年4月から本格設置施行されました子ども・子育て支援新制度により、保育の量の拡大が図られる中、保育を支える保育士の確保が必要になってきており、保育士資格を有する者の採用も非常に難しくなってきております。

議員ご指摘のとおり、市内の保育所、認定こども園とも、正規職員より臨時職員のほうが多くなっているのが実情でございます。しかしながら、直接園児に携わる職員がほとんど資格は有しております。今後は、既存施設や幼稚園、保育所の施設整備も含め、民営化にすることも検討していく中で、財政状況、また適正な定員管理等、担当部局と協議しながら、今後の状況も踏まえ検討していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（木村松雄君） 川人敏男君。

○3番（川人敏男君） 認定こども園のハードはできましたが、保育所関連の職員体制は十分検討されていない、見通しが不透明であるという印象を受けます。認定こども園の運営は、繰り返し申しますが、集中改革プランの保育所の民営委託を検討、推進するという方針を遵守してほしいものです。事前の調査検討が中途半端なため、結果的に右往左往している感じです。去る6月議会の市長の答弁の中で、ハードをやるときは必ずソフトをセットにする、一番いい例が幼保連携施設です、建物ができる前から、保育士あるいは幼稚園の先生が定期的に勉強をしてきたとおっしゃいました。しかし、肝心なのは、もっと大局的な見地から民間委託を考えるべき局面ではなかったのかと思います。認定こども園という言葉にとらわれず、保育所は保育所、幼稚園は幼稚園と、建物を区分して建設したほうが、後々の運営面に合理性があったと思います。ご承知のように、認定こども園は、保護者のニーズに応えた厚生労働省と文部科学省の妥協の産物なんです。保育所機能と幼稚園機能という、目的、性格が異なった両者が同居している状態です。

そこで、市長は、ハードをやるときは必ずソフトをセットにするとおっしゃいますが、集中改革プランの方針に沿わず、認定こども園を市が直接運営していることに市長はどのように考えているか、お伺いします。

○議長（木村松雄君） 野崎市長。

○市長（野崎國勝君） 川人議員の再々問ですかね。

確かに、私も、今までの機会で、幼保連携施設につきまして、ハードをやるときにはソフト事業を大切にしろということでご答弁申しました。といたしますのは、議員ご指摘のように、幼稚園は文科省の主管、あるいは保育所、厚生労働省の所管ということで、現場を見ても、幼稚園と保育所、保育士さん、幼稚園の先生ですかね、現場では、保護者あたりの意見も伺いまして、やはり問題もあったんじゃないかと。これについて、私も、やはり幼保連携施設になれば、ハードと同時に、あるいはその以前からそのあたりの垣根を取っ払って、本当に切れ目のない子育てをやっていこうということで、今まで動いてきました。

もう一点は、久勝の保育所が代表されるように、今議員が言われるように、保護者からは好評を得ているようです。では、保育所をそれぞれ指定管理に出して、民間にできるかといったら、なかなかそうでもないかな。一番問題になってます認定こども園、この件が

指定管理に出せるかどうか。これは、正直言いまして、法的には指定管理は不可能という結果になっております。ただし、いろいろと研究いたしましたところ、本年の4月に施行されました改正認定こども園法というのがあります。この中で、公私連携幼保連携型認定こども園という項目があるんですが、これについては、学校法人、あるいは社会福祉法人ですね、決められてますけれども、そういうところと市が一定の協定を結んでやれば、幼保認定こども園も運営方法、既存の保育園、保育所の施設整備など計画策定をする中で、移行ができるんじゃないかということも判明いたしました。

今後、将来を担う次世代の子どもたちを育成するために、あるいは保護者のためにも、この公私連携幼保連携型認定こども園、研究検討しながら、しっかりと取り組んでいきたいと思っております。そして、行財政改革にも寄与したいと考えておりますので、何分よろしくお願いいたします。

○議長（木村松雄君） 川人敏男君。

○3番（川人敏男君） 認定こども園、今後もいろんな課題が出てくると思いますが、サービスをとらずに経費の節減をする方向での取り組みをお願いいたしまして、私の全ての設問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（木村松雄君） これで3番川人敏男君の一般質問が終了いたしました。

暫時休憩いたします。

午後1時41分 休憩

午後2時00分 再開

○議長（木村松雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、5番松村幸治君の一般質問を許可いたします。

5番松村幸治君。

○5番（松村幸治君） 議長の許可をいただきましたので、5番、阿波清風会松村幸治、一般質問をさせていただきます。

私の一般質問は、中央広域環境施設組合の現状ということで質問をさせていただきます。

そして、この質問に先立ちまして、私が実は一般質問の通告書を提出いたしました9月1日のことでした。そして、昨日が9月9日、今日は9月10日でございます。その2日間、皆さんご存じのとおり、徳島新聞の1面を見ていただきますと、佐那河

内村へのごみ焼却炉の設置について大きく報じられております。これは、徳島市、小松島市、石井町、松茂町、北島町、そして佐那河内村のごみを佐那河内村内で処理するという事で、地元の、私、事実はわかりませんが、反対も受けて、現村長がある意味住民投票を兼ねた形で村長選をやり直すというふうなことにまで発展しております。

ごみ処理場はなくてはならないものではございます。特に、阿波市にとっても一番大事なことでございまして。でも、なくてはならないものであっても、多くの一般の方々は、自分の近くにはあっては困るということが大半の人たちの気持ちでなかろうかと思えます。現在、土成町と吉野町にまたがる場所にごございます阿波市ごみ処理場の周辺の皆様のことを、私が思いますに、自分のこととお考えいただいて、阿波市民の皆様と一緒に考えていただくというようなことを最初に申し上げて、質問に入らせていただきます。

その一つとして、焼却炉の形式というものが結構たくさんございまして、当阿波市にごございますのは、ガス化熔融改質方式の炉という、そういう方式の炉でございまして。その運転からちょうど今年で10年が過ぎて、10年間たった今のご感想はどういうふうに思えますかという、一つがこの私の質問でございまして。

この施設は、平成17年8月より稼働を開始しております。私がこの質問をすることに際しまして、長崎県の県央県南広域環境組合、この組合は、島原市、諫早市、雲仙市の全域、南島原市内旧2町から成る組合でございまして、そこから実は組合議会の議事録ほか、私どもの組合との比較等の資料を取り寄せまして、また中央広域環境センターの見学者総括表とか、いろんな資料を拝見いたしましたのでの質問でございまして。

まずは、このことについてご答弁をいただきまして、また次の質問にしたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（木村松雄君） 瀬尾市民部長。

○市民部長（瀬尾勇雄君） まず初めに、議員ご質問の前半が、中央広域環境施設組合設立当初の経緯並びに焼却施設の選定及び施設の運転管理に関するご質問であることから、中央広域環境施設組合より資料の提供並びに助言をいただき、そのことを踏まえ答弁させていただくことをご了承くださいますようお願いいたします。

松村議員ご質問1点目の中央広域環境施設組合の現状、ガス化熔融改質方式の炉の運転から10年が過ぎての感想はのご質問でございまして、振り返ってみますと、当時ごみの処理につきましては、全国的に焼却施設より発生するダイオキシン類が大きな社会問題となり、平成9年1月ごみ処理に係るダイオキシン類発生防止等ガイドラインが国により策

定され、ごみ処理に伴うダイオキシン類の排出削減を図るため、各都道府県にごみ処理広域化計画の策定と当計画に基づいた市町村への指導が出されました。中央広域環境施設組合では、徳島県のごみ処理広域計画により、構成市町村内の各施設の老朽化によるごみ処理の困難な状況を広域的に処理し、発生する廃棄物の減量化、資源化に取り組むため、平成17年8月より中央広域環境センターの稼働を開始しております。

当組合につきましては、本市を含む、吉野川市、板野町、上板町の2市2町で構成されており、管内の人口は約11万人で、約4万3,000世帯の家庭や企業から排出される一般廃棄物並びに事業系一般廃棄物約3万1,000トンの可燃ごみなどを処理しています。そのうち、本市では、年間約1万トンの、家庭や企業から出される、一般廃棄物並びに事業系一般廃棄物の可燃ごみなどの中間処理をお願いしているところでございます。

この施設は、施設建設当時において、周辺地域住民の方や施設建設に関係する町議会から最も有害物質の出ない施設建設のご要望があり、さまざまな焼却方式の設備について組合議会にご提案させていただき、その中で最先端技術でありましたガス化改質方式の熔融炉の承認をいただき、導入を決定、ダイオキシン等の発生を極力抑制する施設として公害防止に万全の処置をとっているところであります。当センターは、正式稼働開始から本年をもって10年を経過し11年目に入っておりますが、安定稼働には、プラント整備費や光熱費など少々経費はかさんでおりますけれども、これまで大きな機器の故障もなく現在に至っているところです。今後におきましても、周辺地域の方々とお約束しております覚書や協定書を遵守し、有害物質の発生を抑制するため、なお一層の機器等の整備に努め、良好な運転管理を行い、安定稼働を図ってまいりたいとのことであります。

市といたしましても、市民の安心・安全、良好な住環境にかえられるものはなく、細心の注意を払い、良好な運転をお願いしているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（木村松雄君） 松村幸治君。

○5番（松村幸治君） それでは次に、ごみ処理経費についてでございます。その点について質問をさせていただきます。

現在、阿波市にあるごみ処理施設と同型式の処理方法で、一般廃棄物、生ごみ等、いわゆる燃やせるごみというやつですね、これを処理しているのは、長崎県の県央県南広域環境組合、私の資料では、しか比較するものがございませんので、それでも結構でございますので、まずごみ1トン当たりの処理経費の違いとJFEに対する条件の違いということ

をお尋ね申し上げます。

○議長（木村松雄君） 瀬尾市民部長。

○市民部長（瀬尾勇雄君） 松村議員ご質問2点目のごみ処理経費について、長崎県の県中央広域環境組合とのJFEに対する条件の違いとごみ1トン当たりの溶融処理経費の違いはのご質問でございますが、最初に長崎県の県中央広域環境組合と現JFEエンジニアリングの条件と、その後中央広域環境施設組合とJFEエンジニアリングの条件についてご説明いたします。

長崎県の県中央広域環境組合の建設工事の発注に係る応札条件を調査しましたところ、当組合は、建設工事発注時の入札指名業者への応札条件として、計画施設の引き渡し後15年間の維持管理費は年間平均2億円以内とすることや年間経費の総額が6億7,500万円以内になることなどの基準額、上限額が定められており、これにより入札会を執行し、落札者のJFEエンジニアリングと契約したと推測されます。一方、中央広域環境施設組合では、工事発注に際しそのような応札条件は付しておらず、通常的设计施工の工事契約しかしておりません。

次に、長崎県の県中央広域環境組合と中央広域環境施設組合のごみ1トン当たりの溶融処理経費の違いについてのご質問でございますが、この溶融処理経費につきましては、諫早市のホームページで公開されております諫早市議会会議録の中で、長崎県の県中央広域環境組合と中央広域環境施設組合の1トン当たりの溶融処理経費が記載されており、その額は、平成22年度の実績額で、長崎県の県中央広域環境組合が1万3,380円で、中央広域環境施設組合は3万7,644円となっておりますので、その違いについて引き続きご説明いたします。

長崎県の県中央広域環境組合の1トン当たりの溶融処理費が中央広域環境施設組合より低額なのは、さきに説明いたしました入札時の応札条件により処理費が安値になったことも1つの要因ではありますが、一番の要因はスケールメリット、規模を大きくすることによって得られる効果や利益にあると考えております。平成22年度実績の両組合のごみ処理量を比較してみますと、中央広域環境施設組合は年間約3万トン、長崎県の県中央広域環境組合は年間約8万3,000トンで、中央広域環境施設組合の約2.8倍のごみを処理しております。このごみ量は、多くなればなるほどごみの総カロリーも多くなるため、発電量も大幅に上がり、さらにその発電量で購入電力量を大幅の抑えることができ、実費負担分を減らすことができます。また、設備の運転を行う上で必要となる人件費につ

いても、中央広域環境施設組合の2.5倍ある長崎県の県央県南広域環境組合の施設において、施設規模に比例するものではないと聞いており、これにおいても経費の削減につながっていると推測しているところでございます。

これまでご説明申し上げましたとおり、長崎県の県央県南広域環境組合のごみ1トン当たりの処理費が中央広域環境施設組合より低額であるのは、スケールメリットなどの効果によりまして抑えられていると考えられますので、その点ご理解くださいますようお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（木村松雄君） 松村幸治君。

○5番（松村幸治君） ただいま答弁いただきまして、まことにただいまの答弁どおりであると思います。しかし、一概にスケールメリットだけではないというようなことも、資料はたくさんございますけれども、そのことについては触れません。ただいまのご答弁のように、長崎県の県央県南広域環境組合は、建設工事の発注時の入札指名業者への応札条件として、計画施設の引き渡し後10年後の維持管理は年間平均の2億円以内にするとか、そういうのがきちんと決まっております。それから、年間経費の総額が6億7,500万円以内ということなども上限額が設定されておるのに対し、阿波市の中央広域環境施設組合では、工事発注時に際しそのような応札条件は一切付しておらず、通常的设计施工の工事契約しか行われてないという、ただいまご答弁のとおり資料が私にもございます。そこが一番の問題であって、当時の当組合の勉強不足も否めない、勉強不足も甚だしかったとしか言いようがございません。その上に、長崎県の組合は、JFEエンジニアリング株式会社に対し、運転前の発電量説明ですね、発電量、またそれによってできる電気の売る価格、売電料の説明と実際との違い、その他等々で訴訟を起こしたりしております。それに対して、次のようなまた判決も出ておりまして、その一部の文章を抜粋しますと、一審被告におかれては、控訴額は長崎地裁判決における判決額の16億7,455万5,541円であり、訴訟の理由は地裁判決の敗訴部分とされている等々の判決が出ております。そして、我が市のごみ1トン当たりの処理経費が約3倍にかかってしまうことも事実であり、その段階におけるごみ施設に関してはこれを、次の段階ですね、それにおけるごみ施設のこの事実を教訓として勉強を重ねていく必要があると、個人的に思っております。

この質問はこのぐらいにして、次に3番目に、ガス化溶融改質方式についてでございま

す。

当阿波市の土成町、吉野町にまたがる中央広域環境施設組合も、当初選定の理由に、建設費、運転経費が安い、ダイオキシン類の排出量が少ない、電力面等々を勘案して、この方式を選定したといういきさつがございますが、それがこの機種はそんなによいものでございましたら、なぜ徳島と長崎にしかないのかということをちょっとご質問申し上げたいと思います。

○議長（木村松雄君） 瀬尾市民部長。

○市民部長（瀬尾勇雄君） 松村議員ご質問の3点目、ガス化溶融改質方式について、全国でガス化溶融改質方式による一般廃棄物処理施設がなぜ徳島と長崎の2カ所にしかないのかについてのご質問でございますが、最初に焼却炉の焼却方式の分類についてご説明いたします。

焼却方式には、大きく分けて直接焼却炉とガス化溶融炉がございまして、直接焼却炉は、ストーカ式と流動床式の2種類ございます。また、ガス化溶融炉は、シャフト式、キルン式、流動床式と、ガス化改質方式の4種類ございまして、中央広域環境施設組合ではガス化改質方式を導入しております。

当組合がガス化改質方式の溶融炉を導入いたしましたのは、さきにもご説明させていただきましたが、周辺地域住民の方々や施設建設に関する町議会から、地域の安全・安心のため最も有害物質の出ない焼却炉建設の要望があり、さまざまな焼却方式を組合議会にご提案させていただいたとのことでございます。その中で、有害物質の値を最大限抑制することのできるガス化改質方式溶融炉のご承認をいただき、これを導入したとのことございます。

次に、長崎県の県央県南広域環境組合では、新炉の機種選定に当たり、機種選定小委員会を設置し、焼却方式を選定しておりますので、その選定理由についてご説明いたします。

まず、1点目といたしまして、建設費、運転経費で、熱分解ガス化溶融炉方式が安値であること、2点目といたしまして、ダイオキシン類排出量で熱分解ガス化溶融炉方式が約8分の1と低い値であること、3点目としまして、電力において熱分解ガス化溶融炉方式が優位であることの3点ございまして、これにより入札仕様でガス化溶融炉方式を指定し、指名競争入札を行った結果、現JFEエンジニアリングが落札しており、当組合と同方式でありますガス化改質方式の溶融炉の導入に至った調査資料がございます。

以上のように、中央広域環境施設組合と長崎県の県央県南広域環境組合がガス化溶融改質方式の溶融炉を導入しておりますが、そのほかに一般廃棄物の施設が1施設、産業廃棄物の施設が1施設、一般廃棄物と産業廃棄物の両方を処理している施設が3施設の計5施設ございますので、ご紹介させていただきます。一般廃棄物の施設は1施設で、青森県むつ市のアックスグリーンでございます。産業廃棄物の施設も1施設で、千葉県千葉市の千葉リサイクルセンターでございます。最後に、一般廃棄物と産業廃棄物の両方を処理している施設は、埼玉県寄居町の彩の国資源循環工場、大阪府和泉市のクリーンステージ、岡山県倉敷市の水島エコワークスの3施設で、中央広域環境施設組合と長崎県の県央県南広域環境組合を含めると、計7施設となります。

なお、J F Eエンジニアリングのガス化改質方式の溶融炉が2カ所以外に導入されていないとございますが、施工主体は4施設でございます。新炉の決定は各自治体と組合などが、その地域の立地条件、利便性、費用対効果や応札条件など、さまざまな要素を考慮し、焼却方式を決定するものであるものと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（木村松雄君） 松村幸治君。

○5番（松村幸治君） ただいま答弁をいただきまして、これは2カ所ではない、7カ所あるということでしたが、私の説明不足でもございまして、私の言う長崎と徳島の2カ所しかないというのは、ガス化改質方式で一般廃棄物のみを対象として建設及び運営をJ F Eエンジニアリングが受託している、そういうことに関しては2カ所だけであるということでございます。申しわけございませんでした。

ほかの方式に比べましても、極めてこういう方式は例が少なく、中央広域環境センターの見学者、そういうものもちょっと調査いたしてみました。元来、こういう施設を設置しますと、90%が営業目的で、その施工主体とか管理会社が多く視察等々に連れてくるものでございます。ところが、私がちょっと調べ上げてまいりましたけれども、J F Eが案内して見学をしたのは、運転開始初年度、平成17年の2回だけでございました。あとの9年間は一度もございません。普通、他の方式の処理施設の場合、何回も申しますが、毎年何度も見学会をよそでは行っております。これが何を意味するのか、私には、J F E自体がこの方式の処理施設は何らかの都合で見限ってしまったのかなというふうに思われてなりません。

続きまして、4番目、最後の質問でございますけれども、ほかの方式での焼却炉は全国

にどのくらいあって、1トン当たりの処理経費はどのくらいかという質問でございます。  
これについて答弁お願いいたします。

○議長（木村松雄君） 瀬尾市民部長。

○市民部長（瀬尾勇雄君） 松村議員ご質問の4点目、焼却炉の処理方法について、他の方式での焼却炉は全国に何基あって、1トン当たりの処理経費の平均はのご質問については、環境省が平成25年度分を取りまとめております。一般廃棄物処理実態調査からお答えさせていただきます。

最初に、一般廃棄物の処理施設は1,173施設ございますが、そのうち年間処理量がゼロの施設を除きましてお答えさせていただきます。その内訳は、ガス化溶融炉は99施設、直接焼却炉は945施設、その他が4施設で、合計1,048施設ございます。

次に、1トン当たりの処理経費の平均についてのご質問ですが、環境省の調査では、どの自治体並びに組合も、1トン当たりの処理経費については明記されていないのでご回答することはできませんが、当組合の施設と同規模の施設のおおよその1トン当たりの処理経費について申し上げますと、その施設は兵庫県にあります組合施設で、年間の処理量は約2万8,000トン、処理能力は中央広域環境施設組合と同等の日量120トンで、ガス化溶融炉シャフト式の施設でございます。この施設の環境省が取りまとめた構成市町の花担金を単純に年間処理量で除しますと、1トン当たりの処理費は約4万2,000円となり、同様の方式で求めた当組合、中央広域環境施設組合でございますが、1トン当たりの処理費は約4万4,000円でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（木村松雄君） 松村幸治君。

○5番（松村幸治君） ということでございます。

まず、今回の質問に当たりまして私が一番大事だなと思ったことは、この組合が2市2町、阿波市、吉野川市、それから上板町、板野町、一番大事なのは、阿波市民の皆様にご自分らの家庭のごみがどのように処理されていて、経費が幾らかかっているのか、またご迷惑かけている土成町、吉野町の周辺住民の方々に対してのまた感謝の気持ちを共有してほしいという、その観点から質問させていただきました。

実は、この焼却炉に対する保証期間ですね、メーカー側の、これはちなみに、長崎では5年となっております。当方は1年でございます。瑕疵担保期間は長崎は15年で、当方は2年でございます。でも、10年を経過した中で、今長崎がなぜこういうふうによって

いるのかというのは、瑕疵担保期間15年間ということで、もうそろそろこれが切れてしまうと、私どもは2年ですのでとっくに切れておりますけども。これを教訓に、地元議員として中央広域環境施設組合議会というのがございますので、その中で、ほかの2市2町の皆様にもこういう問題を共有していただいて、一緒に意見をこれから出していかないといけないなど、そういうふうなことも思いましたので、この点についてごみ施設について今回は質問させていただきました。これからたびたびさせていただくと思いますけれども、しつこいと申さずに、またお聞きください。

今回はこれで終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（木村松雄君） これで5番松村幸治君の一般質問が終了いたしました。

暫時休憩いたします。

午後2時30分 休憩

午後2時45分 再開

○議長（木村松雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、10番松永渉君の一般質問を許可いたします。

10番松永渉君。

○10番（松永 渉君） 10番松永渉、議長の許可を得ましたので、一般質問を始めます。

今回は1問だけで、子育て支援について、中学校までの子どもたちの医療費助成を拡充する件について質問をいたします。

阿波市は、県下最低クラスになった、子どもたちの医療費助成を中学校卒業まで拡充するべきでないのか。阿波市では、子どもたちの医療費助成は県下トップクラスであったが、今や県下最低クラスの小学校卒業までとなっている。全国では、約5割以上の市町村が中学校卒業までとなり、さらに県内では約7割以上の市町村が中学校卒業までとなっている。なぜ阿波市は子どもたちの医療費助成を県内平均の中学校卒業までできないのか、答弁を求めます。答弁については、通告どおり、市長に求めます。

今議会、さきに同じ質問を香西議員がしていますので、担当部長の答弁は要りません。ただ、高島部長、香西さんのときにやっぱり答弁を聞きました。この答弁聞いたときに、最低最悪の答弁をしたんです。子どもたちにとっては、最低最悪の答弁でないかなと思いました。医療費助成事業というのは、財源は十分にある。これは市長も言ってます。私も

そう思う。そして、医療費助成というこの事業は、子ども子育て支援の中で最も根幹にある、最もすばらしい事業だと思ってます。対象者は、生まれてから中学生までの大きな対象者です。さらに、一番、病気、けがという、予想できない時期に子どもたちに支援する。だから、税金の投入がポイント的に行われる。対象は広いけれども、本当に弱ったときしか行われたい。ましてや、子どもは中学校までは成長期間です。ここでの治療が、将来大人になったときまで健康に影響します。だから、そういう部分で言えば、この医療費助成事業というのは、本当に有効性、必要性、そして将来まで続く将来性があるものだ。なお、周りの市町村は、みんな中学校までしています。財源はある。すばらしい子育て支援策、周りは全部している。それを行政組織がなぜできないのか、なぜ反対するのか。反対してないと言うかもしれません。でも、この問題が出て6年間検討しますって引っ張ったら、しないんですよ。しないことは、市民やみんなから見れば、反対しているとしか言えないんです。ただ一つだけ部長にお願いしときます。財源はある。これほどすばらしい子育て支援策はない。周りは全部している。どうか一日も早く、中学校卒業までの医療費拡充を要望しておきます。よろしくお願ひします。

それでは、市長、答弁をお願いします。

○議長（木村松雄君） 野崎市長。

○市長（野崎國勝君） 松永議員のほうからは、阿波市の子育て支援の中で、子育てするなら阿波市、香西議員も言っていましたけれども、そういうトップクラスであったのが、今県下で最低クラスになってきてないかというご質問です。その中で、どうして子どもの医療費助成については県下7割の市町村が実施してるのに阿波市ができないのか、議員各位から随分とご質問いただいたけれども、6年間もできてないじゃないか。部長の答弁でなくて、市長みずからが答弁してくれという注文がついています。

この件につきましては、それぞれ健康福祉部長、あるいは教育委員会、子育て関係の部から、あるいは委員会から、私も随分予算要求の話を聞いてまいりました。こうした中で、なぜ踏み切らなかったのか。これは、議会の中でも再三ご答弁申し上げておりますが、切れ目のない子育てやるについては、やはり私も含めて行政関係者、あるいは保護者の方、一枚岩になって、一体化になって考えるべきじゃないかというのが、私の心の中にずっと生きております。

今日の質問で、小・中のクーラーの問題も同じなんです。これは実は、8年、9年、クーラー設置について、やりたいんだけど、我慢してきた。なぜか。やっぱり施設整備をし

っかりやって、消火栓、あるいはもっと細かいとこまでやった上で、クーラーをやっていこう。その間、保護者の方には、子どものために、今日は暑いよ、1枚上着を脱いでいってくれ、あるいは冷たい水を子どもに持たせてくれ、そういう気配りを教育委員会にも随分お願いしてまいりました。先生にも、授業の始まる前に10秒でいいから、今日は暑い、ちょっと気分悪くなったら、すぐ手を挙げて先生に言ってくれ、そういう一言の気遣いですね、これがやっぱり子どもの健康を守る基本じゃないか。以下同様に、この中学生の医療費の問題も同じ考え方が私の心にずっと宿っておりました。

今、全国でコンビニ診療なんて、聞いたことないような名前がはやってますけれども、駆け込みですか、夜も夜中もない、小児科医の医者に駆け込む。小児科先生、夜寝られない、昼御飯も食べられないというような状況が現実的に日本中で起こってるんじゃないかな。産科も同じですね。どこからこういう現象が出てくるのか。少し、子ども・子育て三法じゃありませんけど、子育ては第一義的に両親にある、あるいは家族にあるとまで言っているんじゃないかな。少し保護者の皆さんも、子どもの病気、健康状態に日々気をつけていただいて、すばらしい子どもが育つように注意をお願いしたいなど。

私どもの市の関係の部、あるいは関係の課、教育委員会の皆さんにも、部長会議等々を通じて、点の話でだめよ、事業の評価はできるんだけど、子育ての面、広い広い意味のことをもっとできないかということも、再三再四、本当に口酸っぱく言ってきました。地方創生の大臣が、しょっちゅう口にしている言葉があります。全国の自治体は、いろいろな地方創生あるいはまち・ひと・しごとの関係で随分頭悩ませて、提案をやってます。阿波市もそうです。うれしいことに、点が重なれば面になる、そういう発言がしょっちゅう創生大臣してるようです。阿波市も、子育てについて、職員全員、あるいは保護者の方も、みんなが点をいっぱい打ってもら。そして、面にしてもら。それこそ、まさに全国も阿波市も同じですが、人口減少に立ち向かう基本中の基本じゃないかと私は思っています。

今議員のほうから、県下のほとんどの市町村ですかね、子どもの医療費助成をやられてる。阿波市だけがどうなってんのという話がありましたが、いろいろ調べてみますと、すごいことには、県下で高校まで医療費無料、18歳になった時点で医療費なくなるんですかね、それまでは医療費助成やろうというのが1市1町あります。子どもの数は、この1市1町で116名、両方足して2で割ると。それから、中学まで医療費無料のところ、8市の中で4市ある。これの子どもの数が、4市平均割ったら1,152人ですかね。そ

れから、中学までやってない市、これも4市あります、阿波市を含めて4市。この中学生の1市当たりの人数、中学までやってるところの倍ぐらいですかね、約2,400名ぐらいですか。阿波市は1,000名ぐらいなんですけど、2,400とは言いません。どうもいろいろ考えたり、他の県の市にいろいろ相談をもちかけたり聞いてみますと、中学生の生徒の数が多いいところっていうのはなかなか踏み切れないで、随分と悩んでいるようです。そんなところが1点あるのかな。政策的な悩みなのか何なのか、行政的な悩みなのかは想定はできませんが、傾向としては、全国大きな都市、子どもの数が多いところは、やっぱり市長みんな悩んでます。ただ、阿波市の悩みはちょっと違うかなと。1,000名ですからね、子どもの中学生の数。当てはまらないと思います。あと、中学までやってる町が、たしか12だったですかね、12。これが中学生平均の数が約300名ぐらい、阿波市の約3分の1ぐらいですかね。

じゃあ、財政力が違うのかっていうて考えていろいろ分析しましたら、県下で最も財政力のいいところもやってないところもあります。だから、いろいろ考えてみると、分析の仕方が悪いのかもわかりませんが、なかなかわかりにくい。ただ、阿波市が、ほかから見ると、子育てするなら阿波市と言われておるのも事実だと思います。これはどういうことかといういろいろ分析してみましたら、健康福祉部長が香西議員にお答えしましたように、すごい数の子育て支援をやってる。恐らく県下には、もしかしたら余り例がないんじゃないかな。香西議員のほうでもお答えしておりますけれども、耐震あるいは大規模改造、65億6,000万円と言いましたが、その外側にまだ幼保連携施設ですかね、11億円ぐらいのあるんじゃないかなと。七十五、六、施設関係にかけておりますし、あとこれも議会で出ましたけれども、出産祝い金、あるいは給食費が県下で最も安いとかですね。それから、保育料ですか、保育も国の基準のたしか56%、これも県下で最も安い。その他もろもろソフト事業入れますと、本当に数え切れないぐらいの子育て支援をやってる。ただ、先般の部長会議でも、部長、次長にはお願いしたんですが、これだけやって、なおかつ議会でいろいろいろいろ取り上げられる。市民からも要望が絶えない。何なのか。考えてみたら、結論は一つです。子ども・子育て支援事業、随分ある。これが1枚の、あるいは2枚、折り返しのペーパーにわかりやすく、漫画チックでもいいんですが、掲げてもらう。1枚にまとめてもらう。こんなことをやってますよ、皆さん知ってますか。そういうやっぱり情報提供ですかね、系統立てた情報提供。

もう一点は、確かに市の庁舎になってからフロアマネジャーを置いて、市民の方には、

どこの部、どこの課のどこそこの子が何やっていますよ、案内をします。そういうワンストップ窓口も大事なんですけど、今言ったように子ども・子育て、あるいは農業振興、あるいは安全・安心の面、この3つぐらいは、看板をしっかりと掲げて、あそこへ行ったら本当にワンストップで、子ども・子育てなんか全てわかるよというふうなことをしてもらえんかなともお願いしてあります。それで、市民の方にわかりやすく説明をできるんじゃないかな。せっかく施策が恐らく県下一と私思っていますけれども、なかなかそのあたりの周知ができてないのが、まず一番の欠点でないかと思っています。

その次に、議員は、なぜできないのかということなんですけど、さっき少し触れましたけれども、結論から申しますと、子どもたちの医療費助成、今回のまち・ひと・しごと創生会議の中でも事業を組む、新規というんでありませんが、これは1つの点として、あるいは点じゃなくても、中心の点ですかね、これについて、できる場でなくて、やっぱりやらなきゃいかんのかな。

ただし、一つ保護者の方にもお願いしたいことがあります。クーラーと同じなんです。この阿波市人口ビジョンというのをやっています。3,000人のアンケート、たしか回答率が33%ぐらい、非常に少ないんですが、960人ぐらいですか。しかも、回答された方の中身を分析してみますと、ほとんどがサラリーマン、50%以上がサラリーマン。必ずしもこのアンケートが正しいかどうかはわかりませんが、いろいろ分析してみると。ただ、今どきの回答ですか、要望ですか、一番に多いのは、各種助成を、助成ですか、支援ですかね、初めとする金銭的なサポートや現物給付をしてくれと、これが非常に断トツ多いです。僕も、これ見てみて、ああ、学校施設の耐震大規模改造、市民の方は理解してないんだな、あるいは我々はしっかりアピールしてなかったのかなという、やっぱりジレンマに陥ってます、実は。今は現物支給、金銭的サポートがトップです。その次に、認定こども園などの施設をもっともっと拡充してくれ。これは、何とかわかります。その次に多いのが、子どもを預ける施設のサービスの問題ですかね、特に時間延長。これももっともかな。働く保護者のために、もっともっとこれは拡充しなきゃいかんと思っています。そんなところで、一番ちょっと悩ましいのが、金銭的なサポート、現物支給ってのが、ばらまきなのかどうかわかりませんが、そういうやっぱり時代なのかなという感じがしています。これが最も私が今まで、医療費の無料だけではないんですよ、全体的に余り納得できなかったものは。どうしても、心にひっかかる。もっともっと心からやっぱり子育てについてみんなで真剣に考える世の中っていうんですか、地域社会をつくっていかなき

やいかんのではないかと思ってます。答弁になるかならんかわかりませんが、私の心情も踏まえての答弁といたしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（木村松雄君） 松永渉君。

○10番（松永 渉君） 答弁いただきました。

一番僕が嫌な言葉は、一義的責任が親にある。今、阿波市、1,000人から200人しか生まれない。少子化が危機的な状態にあるときに、やっぱり子どもは阿波市の宝として、まずそこをやるんが行政、進める。それから、続いていかない。コンビニ駆け込みやる、ばかな話しないでください。中学生が喜んで病院なんか行きますか。切れ目のないサービスを考える。生まれてから中学生まで切れ目のない、1事業で支援できるのは、この事業しかないです。それを今小学校で切ってるけん、これからの将来の体に対する、歯とか目の矯正とか皮膚病とかあるけども、それを心配してやめて、言うてくる人いっぱいあります。切っとなは、ほっちやないですか。

では、再問をさせていただきます。

中学卒業まで医療費の助成を拡充することについては、平成21年の香西議員の質問から始まり、6年間検討してきた。総合的子育て支援の中で検討すると言うが、これだって平成24年から3年検討した。じゃあ、聞きます。この5年間どんな検討をして、また総合的に検討すると言いよるんじゃけど、どんな検討をこれから先するんですか。答弁をお願いします。

総合的子育て支援の中で、医療費助成を拡充しない理由を明確に述べてください。また、阿波市の子育て支援の中で、県内の医療助成を中学校卒業以上までしている7割以上の市町村よりすぐれた子育て支援は何なんか、また劣っているのは何なんか、答弁をお願いします。

それと、今言われたように、総合的にうちはトップクラスになってる、確かに保育料、給食費。だったら、なぜ3本柱ある医療費助成を上げないんか。財源はあると言う。周りはしている。子どもにとって、税から言うたって、費用対効果で一番高い支援はこれで。そうでしょう。対象が大きくて、なおかつ病気とかけがとか、突発的なときにしか税金投入しないんです。それでなおかつ、ちっちゃなときの体のつくりは、将来私たちの社会を支える仕事ができる体につながっていくんです。それなのに、なぜやらないのか、僕にはわかりません。さきの部長の答弁の中に、子どもの医療費助成制度を国による全国一律の子育て支援策として制度化を国に要望しているという答弁がありました。私も、国に要望

することは必要だと思います。議会も、5年以上前から国に要望をしている。やっこの間、国保のペナルティーの見直しを来年の夏から始めるということでもあります。市長は、国によって中学校の医療費助成が始まる見通しをいつごろと考えているのか、市長任期中に実現できる考えはあるのか。また、その間5年も10年もの間、阿波市の子どもたちが医療費助成を最低レベルにしておくのか、答弁を求めます。

市長は、なぜ子どもたちの医療費助成を中学校卒業まで拡充することを反対しているのか。財源は十分にある。子どもたちの医療費助成の事業は、必要性、有効性、将来性もある。近隣市町村が中学校卒業までになってる中、地方自治体の整合性、行政サービスの公平公正性もあるにもかかわらず、なぜやらないのか、私にはわからない。財源は十分ある。財源は十分にあるんです。平成25年の市長答弁、平成25年第1回市長答弁、レセプトを全部調べて、中学校の医療費を無料にしてもしれている、阿波市の財政に影響するわけでもないと言っている。私も、市長の言われるとおりでと思います。その後、消費税増税による社会保障財源交付金1億5,870万円、市場町の児童館が廃止されるための1,900万円、合併特例債によるまちづくり基金24億円など、財政は十分にある。財政の問題じゃない。じゃあ、なぜできないんだ。財政があって、なぜできない。答弁を求めます。

子どもの医療費助成の必要性については、阿波市で年間生まれてる子どもの数が1,000人から200人に減った。今、立派な庁舎や公共施設ができて、子どもの生まれない国は減びます。子育て支援は、阿波市の最重要課題であります。中でも、医療費は、衣食住の経費と違い、突然で予想不可能な経費であり、生活費の大きな負担となります。また、中学生は体の成長過程にあり、スポーツによるけがや感染症はもとより、目や鼻の治療、さらには近年ふえているアレルギー疾患など、長期化するとともに、将来の健康に影響します。私たちが今後支えていく子どもたちが安心して治療を受け、将来にわたり健康を維持する体づくりに医療助成することは、必要かつ効果的である。なぜ反対するのか、答弁を求めます。

子どもの医療費助成は、対象は中学校卒業までの全ての子どもたちであり、税金が投入されるのが、万が一の病気やけがのとき、その効果は、そして将来まで続きます。また、大人になって、医療費の削減につながるかもわかりません。この事業以外に、税の費用対効果が出る総合的子育て支援策が、何があるのか、答弁してください。

地方自治体の取り組みについて考えるならば、財源は十分ある。少子化は危機的状況に

ある。周りの市町村は中学校卒業まで助成されるとなれば、子どもたちの医療費助成を拡充することは、誰も反対しません。全ての阿波市職員も反対しません。反対だと言う職員がここにいたら、手を挙げてください。万が一、反対する職員がいても、市長は子どもたちの医療費助成を拡充するべきなんです。

平成25年5月、野崎市長が誕生しました。翌6月議会において、小笠原市政の継承すべき政策は何かという質問に、英語教育、乳幼児医療、保育料等の子育て支援を継承すると答弁しています。県下トップクラスで受け継いだ子どもたちの医療費助成、拡充するべきではありませんか、答弁求めます。

この間、平成23年、阿波市が、子どもたちに小学校までに負担していた扶助費、この26年に1,800万円も減少してます。金は減らすわ、サービスは伸びない。なぜそこまで子どもたちの医療費助成を切っていくんですか。僕にはわかりません。はっきりと答弁してください。

中学校までの医療費助成に市民も反対しません。今年の春、市民の方の聞き取り調査をしました。内容は、65歳以上の人に高齢者の入浴助成金を廃止し、その財源を中学生の医療費助成に充てることに反対か賛成か聞きました。数は少ないので正確とは言えませんが、17%の人が反対、50%の人が賛成、33%の人がわからん。すなわち、入浴助成金の交付対象者の半分は、入浴助成金をやめて、子どもの医療に回してもいいですよと言っている。また、中学まで拡充することに反対した人は、誰もいません。中学まで医療費助成を拡充するかしないかは、市長の政治的決断だけの問題であります。市長の見解をお聞かせください。

○議長（木村松雄君） 野崎市長。

○市長（野崎國勝君） 松永議員の再々問ですかね。

（10番松永 渉君「再問です」と呼ぶ）

再問ですか。お答えしたいと思います。

今、随分と答弁を求められたんですが、五、六は、五つ、六つあったんですかね。全部答えるというのはいかがなものかと思しますので、まず中学生の医療費問題につきましては、全国の市長会ってのがあるんですが、徳島の市長会は、たしか4月21日行いました。その次に、徳島で大方50議題ぐらい出されるんですが、その中でまとめて四国市長会のほうへ持って行く。四国市長会へ持っていったのが、たしか5月10日ですか。5月19日ですかね、持っていきました。この中で、45議題、四国に上がったんですが、そ

の中で10議題を全国市長会へ上げるということが決まりまして、阿波市、あるいは徳島市等が出しました、子ども子育て支援の充実強化、この中にトップに阿波市が出しました中学生の医療費の助成が出てます。しゃんしゃんしゃんといつものとおりなんですが、全国市長会へ出す分10件、終わりかけたんですが、たまたま選定委員、徳島市長と私が徳島から入ってたもんで、ちょっとちょっとということで、中学生の医療費の無料については、まち・ひと・しごとの関連、あるいは地方創生、今どきの中で、これがトップで上げてもらわんと困るということを発言いたしましたところ、さっきちょっと触れましたけれども、中学生のやっぱり多い香川県とか愛媛県の市長が賛成へ入れますということで、特別要請という形で上げました。上げましたでなしに、出したわけですね。全国市長会、813人おりますが、その中で子ども・子育ての特別委員のほうへしっかり受けとめていただいて、特別要請のトップクラスに入るとということです。早速、全国市長会のそれぞれの特別委員ですか、総理大臣初め、それぞれ文科省から関係省庁の大臣あたりに要望をしていただきまして、早速協議に今入ったという話を聞いてます。

そうした中で、市長、いつやるんならという話なんですが、これについては国のほうにもしっかり要望して、特別要請で受けとめていただいておりますし、特別要請を出した市が、こまねいておるわけにもいきませんので、本当にしっかりと心にとめて、議員の同意を得て、予算要求に持っていきたいと思います。しかも、先般の地方創生の会議で、議員3名委員になってますけれども、その中にも一応事業としては入っておりますので、しっかりと見守って、予算化に努めていきたいなど、かように思ってます。

いろいろ議員からは、5件、6件の答弁を求められておりますけれども、最終の結論として、そういうことをご理解お願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

(10番松永 渉君「答弁漏れ」と呼ぶ)

○議長（木村松雄君） 小休します。

午後3時25分 休憩

午後3時26分 再開

○議長（木村松雄君） 再開します。

野崎市長。

○市長（野崎國勝君） 今の答弁の中で5つ、6つの答弁を求められておりましたけれども、総括として結論を申し上げて、ご理解願いたいという答弁をいたしましたけれども、それでご理解願いたいと思います。

(10番松永 渉君「答弁漏れ」と呼ぶ)

(「小休」と呼ぶ者あり)

○議長(木村松雄君) 小休します。

午後3時27分 休憩

午後3時30分 再開

○議長(木村松雄君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

松永渉君。

○10番(松永 渉君) この問題については、政治的決断は要らないと思いますが、市長はしっかりと政治的決断をしたようであります。ただ、本当に福祉、特に子育て支援については、全体の奉仕者として、子どもたちの目線に立った客観的判断が必要だと思えます。

経済至上主義の中で所得格差が広がり、少子化は危機的状況になりました。子どもたちの医療費助成の拡充は子育て支援の根幹をなす事業であり、所得格差の是正にもなります。一日も早く子どもたちの医療費助成が中学生まで拡充し、子どもたちが経済的制約を受けず、未来を担う体づくりができることを心より願って、私の質問を終わります。

○議長(木村松雄君) これで10番松永渉君の一般質問が終了しました。

以上で本日の日程は終了いたしました。

次回の日程を報告します。

次回は、明日11日午前10時より一般質問であります。

本日はこれをもって散会いたします。

午後3時32分 散会